

近世東海道の宿駅文化

遠江日置流印西派結社の展開

岩 崎 鐵 志

一 はじめに

本稿は東海道宿駅文化の研究の一環として、弓術を楽しむ人々の結社の展開と、その師弟関係の成立展開について述べるものである。

かねてから、『東海道人物志』(享和三年刊行)と『賀筵雲集録』(天保元年編纂)¹⁾という姓名録を手がかりにして、近世静岡県下の文化状況、つまり、東海道の宿駅を拠点とする文化の伝播と定着について関心を深めてきた。

前者の人名録は田沼時代を生き、寛政改革を潜り抜けて、人間性を回復させた現れとしての宣言書とでも言っているのである。田沼時代において貨幣経済の浸透が人間の欲望を刺激して作り上げた時代風潮は、『蘭学事始』が喝破するように、奇なるもの珍なるものを好み、「世の中甚だ華美繁花の最中」であった。その究極には、只野真葛が『むかしはなし』(東北大学医学部図書館蔵)でいうように、例えば細工物が「何にもならねど見事なものなりし」といわれる事態も現出する。その物に表現された技量自体の、洗練されて巧緻の極みを演出した点に価値があり、自己主張が是とされ、清新さが尊ばれる百花繚乱の時代相が出現しているのである。蘭学・国学の確立にみるような学芸にあっても然り、技芸遊芸にあっても然りである。それを具体的に顕したのが、『東海道人物志』に登載する人物が標榜する得意項目、その世界である。

前者の人名録が江戸から上方へ旅行する者への手引き書であるのに対して、後者は編者の古希を祝賀して詩歌絵画の寄贈を要請し、それに応諾した人々の芳名帳とでも言うべき記録である。応募者には地域的偏在がみられるが、近世静岡県下の自己実現を果たさんとした人物の氏名、居所、特異項目が知れることは、前者と同様である。化政文化の時代に生きた人々が大半を占めるものと思われるが、中には童子もいるから、その親の気持ちも判明するであろう。

両書に拠って知れるところの分析は、『静岡県史』の近世編において述べたところであるので、今後は東海道宿駅に定着した文化状況をより深め、文化の諸相の相互関連や社会的機能について明らかにしたい。それには『静岡県史』にても採用したように、文化の定着を計る指標として挙げた結社の存在と、その封建的師弟関係を根拠にして究明する予定である。

本稿もその一として、遠江における日置流印西派弓術の結社と師弟関係とについて論ずるものである。

ここであらかじめ日置流諸派の成立と遠江における展開状況を略記し、次いで、近世においては武芸として、また遊芸としての性格を兼ね備えた弓術の実状の一端を記し、その修練の仕方についても付け加えておく事にする。なお以下において竹山家歴代の弓術を言う場合は、単に日置流と記す事にする。

二 遠江の日置流諸派

日置流とは、「室町時代、日置弾正正次によって革新された新流弓術の流派名」であり、十五世紀世紀末の明応年間に吉田重賢に伝えられ(吉田流の成立)その子孫による諸流派が近世に繁栄し、一般に九流十派と呼称されると、石岡久夫氏は言う³⁰。

ところで、日置流の革新性については、必ずしも明言されていないようである。

弓術の究極の目的は、狩猟あるいは戦闘の道具として、命中率を高めることにある。経験知を重ねてきた結果として、道具としての弓具に技術的改良が加えられたり、射手としての身体的条件(型)獲得の鍛錬があったりして、道具と人間の相関関係が定着したものと思われる。

戦国時代にそれを大成させた日置弾正正次の歴史的成果があり、戦国大名に採用されたものであろう。日置流が戦国時代を席卷したとしても、弓具の作成以前に流派が存在していたわけではなかろう。

弓具の改良といえは当然ながら竹・木・籐・漆などの材料の吟味がなされ、経験知が蓄積されている事は言うまでもなかろう。実に新井白石の「本朝軍器考巻四」(『新井白石全集』第六巻所収)においても、また、『古事類苑兵事部』に採用された諸書においても、これらの記事はあるものの、弓具制作上の技術的記事は無いようである。ただ部位名称の説明や歴史的事件の中の弓の故事来歴物語が詳しいのみである。

『古事類苑兵事部』に引用された諸書のうち、有職故実に関する伊勢貞丈の著作である『安斎小説』では、弓と弓を使用する射手との本来的な関係について記述している点に興味を引かれよう。その一つは弓の長さであり、その二つは握り、あるいは「ゆづか」と呼ばれる所の部位である。

前者では、弓の長さの決定の根拠は、「其主の手の寸にて定るゆへ、大人にても、小童にても、身の大小にしたがひて、相応の弓たけとなるなり」³¹とあるのは、弓の発生時以来の本質を伝えているものであろう。『本朝軍器考巻四』(308頁)には大和大安寺と法隆寺に伝存する、古代の弓の長短を記しており、しかもその弓の製法は「共ニオノツカラナル木ノ皮ヲ」取り去ったもの、つまり自然木を弓に仕立てたものにすぎないことを記している。

後者については、遠江見附天神社の神主斎藤信幸による、印西派非難の所論、「印西派ノ弁」にかかわるところである³²。

それは弓の制作にあたって、日置弾正正次が創始したものという、握りとか「ゆづか」とか呼ばれる部位についてである。射手が弓手で握る部位を弓の正中ではなく、やや下がったところに置いた事から、実戦において効果を発揮し命中率が高まり、「其製天下に定」ったと、日置流の者が誇るのは歴史的認識の誤りであるとして、斎藤信幸は非難する。その例証として、斎藤信幸は「遠州辺の愚昧成者八知間敷れ共」といって、新井白石の業績をあげる。もっとも、引用する『本朝軍器考集古図説』は新井白石の著作ではなく、白石の弟子である日下部景衡の編纂物であるのを、そのように誤解しているのであるが、その図録中に収載された正倉院蔵の「聖武天皇御弓の図を見るに、当時の弓ことごと下方」に「ゆづき」があると指摘し、「是上古より今の世のことく成事疑ふ所なし」と断定する。

これについては先に引用した『安斎小説』(1557頁)には、「弓のにぎりの所在を定る事、右の乳の下に、本はずをあてて、左の手をありたけのばし、手のとどく所をにぎりて、そのにぎりたる処を巻く也、寸尺定りなし、其主の腕の長短によるべし」と記している。

これが弓の発生時以来の伝統的な握り、「ゆづけ」の位置であって、よしんば斎藤信幸が非難

するように「ゆづか」の部位が日置弾正の創案ではないにしても、日置流が戦国大名に採用され諸国を席巻するには、それなりの理由があると思われる。

それは射手の骨格・関節・筋肉・靱帯などの機能について、総体としての身体論に基づき革新的な射法(型)を創案したからであろう。これこそが的中率を高めた理由であろうと思われる。

狩猟にあっても、戦闘においても、対象物は静止しているとは限らず、移動しているばあいがある。いかなる状況下でも的中を果たすように求められている。的中率を高めるには支点である弓手が強固である事。撓う弓と弦とが生み出す張力の反動を以て矢が離れるとき、支点である弓手の掌中では弓が転回して弦に転回を与え、矢が的に向かう。張力を生み出す力は弓手と右手とを結ぶ肩の関節、腕の筋肉と骨格、肘の関節との間を貫く軸上に溜め込まれていたものである。かくて射手における弓手・腕・肩・腰などの筋肉・骨格・靱帯・関節の力学的合理性を、身体に自覚せしめる鍛錬法を体系化し、その究極の姿(型)を創案したのが日置弾正次ではなかったのかと思われる。日置流の型の流祖たるゆえんであろう。

この身体論における効率的な究極の姿こそ、斎藤信幸が描写するように、「曲腰出髻」となったものであろう。例えば『本朝軍器考集古図説巻之上』(425頁)にみえる射手の姿勢は、まさに「曲腰出髻」といってよからう。

この射法が確立したことから、日置流の者は戦国時代の戦術形成の重要な技能者として戦国大名に召し抱えられたのである。徳川幕府成立以後も臨戦体制を前提にした幕藩体制下においては、元和偃武以後といえども武芸は奨励されたから、日置流もまた幕府や諸藩に採用されて、隆盛を極めた。幕府や諸藩にわたる俯瞰的な状況は石川氏の解説によって判明するが、日置流系統図を記す諸本においては、流祖以下の人名が異称で記載されたり、脱落している場合がある。今回照合した嫡伝相承の系譜においても同様である。

日置流印西派は法名を一水軒宗峯印西と名乗る吉田源八郎重氏が祖となるもので、吉田重綱の女婿であり、旧姓は葛巻といった(寛永十五年三月四日没、七七歳)。元和元年の大坂夏の陣以後に十五人扶持で召し抱えられ、重氏の子の重信(重春)は家光に仕え、六百石を扶持されたと記している。これ以後、幕府出仕の印西派が確立し繁栄する事になる。

印西派と遠江との関係は、『湖西市史』第七巻所収の「日置流系図」などによると、次のようである。

すなわち、吉田印西の甥で、吉田三郎兵衛の子息であるという重保(号如玄)が、幼年時に重信(重春)に養われ、重信の子息の宗重の弟として遇せられた。重信から嫡伝を受けた重保は遠江横須賀藩に出仕するが、致仕後、見附の町人上村清兵衛正長の居宅に抛り、弓術の指導を行った。

特に正長の子の正敬(号戌亥、延享二年正月八日没、七九歳)に対しては目を懸け、子を持たない重保は、正敬を「弓道之子分」にし、嫡伝相承がなされた。ここにおいて、兵農分離を前提にした社会において、武士から町人へ弓術の伝授がなされ、しかも、日置流印西派としての遠江の東海道周辺農村への伝播の端緒が開かれたことになる。

日置流諸派のうち、日置流竹林派は石堂竹林坊如成が起こした流派であるが、本来は吉田流祖吉田重賢家の菩提寺の僧侶であった事から、吉田重政の弟子となり、一派を起した。遠江では初め佐野郡萩間村の渥美源五兵衛によって導入され⁷、遠江の中部地域に普及した。榛原郡菅ヶ谷村の川田家、城東郡下平川村の黒田家、同郡横地三沢村の伊藤家の弓術が竹林派に属している。

遠江の西部地域には、三河から東進して浜名湖の西岸（鷲津・新所）北岸（三ヶ日・只木）と東岸（宇布見・志都呂）に普及した雪荷派がある。例えば、現在の浜名郡雄踏町息神社には十四世紀の舞楽面と、十六世紀（文亀元年）から十八世紀（寛政八年）までの棟札十六枚、金的中の額八面が収蔵されている。その金的中の額には印西派、道雪派の外に、雪荷派に属するものがある⁹。

雪荷派の額は宇布見領家の西様と呼ばれる中村善左衛門信規と、その結社の者の奉納額で、天保期のもの二面である。奉納者の居所は宇布見と湖北の都筑である。

なお、嫡伝相承についていうと、日置流諸派に共通しているものと思われるが、印西派における嫡伝相承では、一子のみになされるものではない。それが複数の者へなされたのは、流派断絶をおそれた吉田重氏が、重信に命じて宗重と重保とへ嫡伝相承せしめた事に始まるという。

これに基づいて幕末に到るまで、遠江の日置流印西派では複数の嫡伝が相承された場合がある。年代によっては系譜上に、「嫡伝添役故不残相伝」という言葉がみえるのも、これに相当するものであると思われる。また、注意されねばならないのは、嫡伝の者にその序数表現が付されていない、ということである。後世の系譜作成者によって、なまじその序数表現が付されたために、嫡伝と嫡伝添役の差異について誤解を招く場合もあったようである¹⁰。

三 弓術の諸相

戦闘や狩猟の武器としての弓の歴史は古いから、様々な歴史的意味を持ち、社会的機能を帯びている。ここでは近世における弓と弓術とに限って概観する事にする。

（1）神事

軍政一致を権威づける条件の一つが宗教的行事にあることは周知のところであるが、弓の伝世についても、神話となって定着し、宗教行事には欠かせない装置となっている。近世の国学者のうち、神主の出自を持つものは、古事記、日本書紀の記述を大事にしている。

たとえば、遠江国佐野郡遊家の雨櫻神社で歴代にわたって神主を勤める山崎久章が残した詩歌の草稿集「詠草」¹¹には、浜松諏訪神社の大祝杉浦国頭の学塾¹²で勉強した時以来の交友関係を示す贈答歌、今や晩年を迎えて自足した感慨を記す文章、早魃不作を憂う記事などがある中に、天明三年（一七八三）七三歳の時の「神代四弓之事」についての文章がある。

それは掛川藩太田氏家中の弓師鈴木源五右衛門の質問に答えた記事である。鈴木源五右衛門は「神代四弓之事、四季四名神之事、武門に雖為用、委敷不存、神家に如何、願は書許し給へとなり、予答書す」という質疑応答の前書きを置いて、次のように答える。

一は、天照大神が男装して弓を執った事を、「是弓ノ起源ニテ其時弓ノワサ在シニモ非ス、タタ武器ノ根元、敵対ノ様子ヲ顕シ玉フ而已也」と言い、弓が戦闘手段であるが、軍勢力を示すのみで、射法には言及していないと解釈している。

二は、天稚彦命が天照大神に復奏せずして、かえって「還矢二中リ、立所二死ス、是弓矢ノワサノ始也」と言い、戦術としての射法と理解している。

三は、天孫降臨の時、天忍日命は弓矢を帯びて先駆けした。「是行装ノ起源也」と言い、行軍の時の装備として説明している。

四は、火闌降命（海幸、鉤）、彦火火出見尊（山幸、弓矢）の兄弟の利器交換の故事は、「是弓矢ヲ以、禽獸ヲ射ル起源也」と説明している。

この四箇条を説明した上で、「右四ツノ弓矢ノ起源、日本紀神代ノ巻二出ツ、是ヲ神家ニテハ

神代四弓ト申伝也、尤、其物、制八今ノ代ノ類二八有ヘカラス、所々ニテ弓ノ名ノ替リシ事八物名伝トテ、別ニ訣在事也」と、神々の武具狩猟道具の起源と機能を説き、かつ、質問者が武士であり、弓師である事に対する配慮、すなわち、これは神事としての弓と弓術の起源と機能をいうものであると限定し、「其物、制八今ノ代ノ類二八有ヘカラス」という。つまり、弓の本質は戦闘手段であり、これを前提とする制度では、別に要訣があるという。要訣とは、弓は本来武士の独占物であるということから生ずる諸規制を指すものと思われる。

また、弓師鈴木源五右衛門の質問が、戦時ではなく平時であるが故に生ずる神代への関心、とみなすと、武士でありながら弓の歴史について知らない事への反省が生まれ、そこに余裕がある事が推定される。すなわち殺人手段としての武器の意義が喪失している事の反映であろう。その地点から神秘とか秘伝とかへの志向が始まるのかもしれない。

しかしながら他方、山崎久章の応答からみると、弓が実戦を離れ本来の意味を喪失したとしても、百姓身分の神主山崎久章には、武器に関して踏み込めない世界があることを示唆しているものと思われる。

なお付言するならば、「四季四名神之事」については、吉田卜部家の秘事口伝を説明し、更に吉田卜部家の秘事口伝を離れた解説を試み、それは「別学ノ一説タル故、別而他へ対シテ秘事致ス、我堂一流ノ神秘二候」と説明しているから、先に「神代四弓之事」についても、神学上の解釈に見識が示されていると考えられるが、その根源には杉浦国頭の神学観を究明する必要があるか。

またここで、遠江の日置流印西派弓術の歴史的意義を考える上で、重要な証言を残している遠江国見附天神社の神主の斎藤信幸（宝永六年 安永五年）について言及しておきたい。

斎藤信幸は先にあげた山崎久章とはほぼ同年令であり、杉浦国頭の学塾では賀茂真淵や山崎久章とも同学同窓である。他方、豊田郡大谷村の庄屋内山真龍と城東郡平尾村の八幡社神主栗田土満が江戸の賀茂真淵へ入門した以後、遠江において身近に、彼等を指導する研究会を主宰し、遠江に国学を普及させる役割を果たした者である。

斎藤信幸はこの近年、遠江の蝗害が著しい事からこれを除かんとした。その神事を執行するにあたり、行動等を慎み（散斎）心を込め（致斎）祈年祭を執行することになった。寛保二年（一七四二）二月四日から八日までの五日間、「県邑处处許多祠官来助祭」というように盛大な式典を執行し、「国中人民詣観祭事者不知幾千万人員也」、というように数知れぬ程の参拝者があったという。

上村正敬（戌亥）は斎藤信幸の主旨に賛同し、五日間にわたる大講礼射会を奉納することになり、上村は印西派結社を率いてこれに参加している。

この時に上村正敬（戌亥）は祈年祭の主旨と経過を記した識語と、金的中の結果とを記して天神社に奉納している（塚本前掲書）。

天神社の神前競射に参加したのは、「吾党学射者数十輩集会」、つまり印西派の射手が数十人で競射したのである。その結果は、四日が見附駅の永田清右衛門安存、五日が下堀村の竹山平之助茂伴、六日が倉真砥沢村の杉村治兵衛、七日が木原郷の木原男鹿穂積特州、八日が牛飼村の寺田源左衛門智真信が、勝利をおさめたという。なお、その際に用いられた金的是、直径一寸八分（約五センチ）であった。弓術が神事の一環として機能しているのである。

(2) 賭弓

遠江日置流印西派の展開を跡づける上で、画期的な史料がある。それが「印西派ノ弁」である。

先に挙げた見附天神社神主齋藤信幸が、明和三年（一七六六）十一月上旬のある日、遠江国豊田郡深見村に遊んだ折、弓術を楽しむ身内の者が集まった談笑の間に、問われるままに印西派の現状を分析し、印西派を糾弾し、神主達の心根をたしなめた。この折の記事が「印西派ノ弁」である。その文体は速記録的な体裁をとっているから、その座に居合わせた聴聞者による記事ではなかろうか。

この記事を先に挙げた山崎久章の子息の久樹が明和四年正月、浜松でこれを筆写している事が奥書で判明する。この浜松とは恐らく父親同様に遊学して、神学と国学とを勉強していた、諏訪神社大祝杉浦家であったと思われる¹³。

この齋藤信幸の談話記事によって、齋藤信幸の思想のみならず、当時の弓術の社会的機能が判明するが、特に田沼時代の遠江の東海道宿駅を拠点とする社会階層と、その享楽的風潮等が書き込まれていて、貴重な記録が残される結果となった。

近世宿駅周辺の住民について、「遠江国の人情にて、他国の人と言へ八、何事の善悪をも不考、謾りに尊三信し、これに随ふ八、元来郷里に智者なくして、村民みな愚成か故也」といっている。これは宿駅住民が東海道往還の人物・事物・情報への親近と摂取ぶり、あるいは鋭敏な日常感覚を喝破している言であるが、反面では、情報の先鋒を渡り歩くばかりで、自前の、あるいは自生的な思想をもつ人物が誕生せず、育ちにくい土地柄になっている事をいうものである。渡りもの、下りものによって日々が充足できる環境にあるからである。

そのような環境の中で、印西派弓術を楽しむ人々の職業や階層について述べているが、特に僧侶達による弓術の嗜みを否定し、更には弓術に淫する神主の自覚を促し、神学を修め、神主本来の職分に専念することを勧めている。以上のことを言うのが「印西派ノ弁」である。この目的を果たすために、かなり激越な言葉遣いがあり、挑発的な文体になっている。

なぜそのような文章を書くに到ったのか、先にみたように、蝗駆除を祈念する神事挙行の折には、上村正敬の協力を仰いでいる訳であるから、寛保二年（一七四二）から明和三年（一七六六）の間に、両者を隔てる何らかの事柄があったものと推定されよう。

印西派に限らず、弓術には賭事の要素がつきまとう。射倖心とはその意であろう。「印西派ノ弁」には賭事の記事はみえない。しかし、他国の人物・事物・情報を尊重するという遠江の宿駅では、田沼時代の拝金主義の風潮に乗った賭弓の流行が、的中率を誇る印西派弓術の技能者を生み出してもおかしくない。そのような射倖心にあおられた身内の若い者達に眉を顰め、享楽的自足に甘んじ、惰性に墜ちた神主達に絶望している事、そのことが賭弓流行の元凶として、印西派を許せない、というのが齋藤信幸の心境なのであろう。

他方では、古代日本歴史の神主の例を引用し、「禰宜神主等射る事苦しかるまし」といって、その正統性を保証する。また、「汝ちか輩自己の身体の保養心気の慰三、又八郷党朋友の交接の為に、遊射する八可なり」といって、心身の鍛練と休養、社交性の上からは弓術の楽しみを否定していないのである。

これによっても齋藤信幸の主旨が、いよいよその賭弓弾劾にあることが判明するものと思われる。そのあたりも原因の一つとして、上村正敬らとの断絶が考えられようか。

ところで、幕府は賭博について風俗を乱す諸悪の根源とみなしていたから、藩法でも賭博禁

止令が執行されている。

享楽の巷で繁盛する楊弓や半弓のごときものは、まさに博打行為そのものであるが、弓術自体も自覚如何によっては賭弓に転化するわけであるから、常に風俗取り締まりの対象になっている。

他方では、その風潮を自戒する自浄作用を発揮させるべく、印可を受けた門人達が相談議定して師家へ誓約書を提出した。これは天保六年の年紀を記す「請書」の断簡であるが、佐倉三郎真邦、久保田惣兵衛世篤、海野忠兵衛公節等が連署して提出したものである。

この宛所は不明であるが、鷹森家文書のなかにある事を考えると、竹山茂齋に提出された可能性が高い。竹山茂齋に対する佐倉（水野）真邦の日置流結社における位置づけは後述の通りであるからであり、海野忠兵衛公節との関係は同様に競射にも出席している事から見ても同門である事は間違いない。彼等が直面する深刻な状況は次のような文面になっている事からも推定できよう。断簡（鷹森家蔵）の全文を次に示す。

賭勝負いたし候者有之、見苦敷事之趣風聞有之、御免許并弓矢之道に対し如何計之恥辱にも相当、殊更身分仮成之もの、子弟甥孫等にてても弓射させ度思ふものも、右等之風聞故、当世之射は表向は弓之名目にてても、内実は賭之勝負、階梯にも相成哉、之事と心得、弓道は悪敷ものと申触し候様成行、御免許え奉対恐入候而已ならず、弓矢之名を穢候儀に相当候に付、此度相談之上祭的其外弓矢を携候節、博奕等之儀相加り候者有之候得は、其師匠家より急度吟味之上、破門申付候積、万一師匠之者不行届儀も有之候は、当流之射手、其者と弓場同席致間敷一同議定いたし、為後日承知之者師家え請書仍而如件、天保六未年

これによれば弓術が「表向きは弓の名目」「内実は賭勝負」であり、しかも「階梯」、つまり、免許皆伝の程度をも支配するようになっていないか、という疑問が世間一般に存在する、というわけである。従って弓術に関心を持つ者、社会的に影響を持つ者の甥や孫は、入門しないであろう、というわけである。結社の師弟関係には連座制が前提になっているから、これに拠って自浄作用を遂行する事になる。

この様な自粛がそれぞれの射手においては、いかに作用するかというと、この翌年の天保七年七月四日付で、竹山一族の竹山茂正が提出した起請文（鷹森家蔵）には、その片鱗が窺える。

奉起請文之事

我等儀弓道雖不怠尔今心中不相納的中失を射出不申、日々心中を痛残念不過之、今日只今心中相改め、八幡大菩薩捧起請文候上は、仮令何地え罷出候共、心中に安堵之思を不成以前、一本之失にてても放申間舗、若放候様成未熟之心中於有之は、急度可蒙神罰を者也、依之捧起請文候所、仍而如件

天保七申年七月四日 竹山茂正 印

上

とある。これはまさに射手が精神の動揺を克服して射に全身全霊を籠めることを誓うものである。「何地に罷出候共」といって、とかく出向先での誘惑が必至である事情を勘案すると、これは殊更に賭勝負と対極にある精神を表明せんとしているものと思われる。

このような禁令が公式に藩庁から布達された場合、いかなる状況に立ち至るか。掛川宿における禁令と町民側からの対応策とが、賭弓の実情を明らかにしてくれる。

それは嘉永四年（一八五一）掛川宿内では町奉行から町年寄を通じて弓術を嗜む者を登録させ、町内の稽古場を一箇所に限定し、稽古場には禁令を張り出し、登録者以外の町外への他行を禁止するなど、風俗取締の方針が徹底的に行われている。

すなわち、嘉永四年五月、町奉行は鈴木逸平の名において、町年寄の西町海野五郎兵衛と肴町深田郡八の二名を呼び出して、「遠州掛川宿内射手取締被仰付書」¹⁴を渡し、「当分惣町内弓射候者之取締申付」という「射手取締」の役職名を与えた。

これに復命して、海野五郎兵衛が書き上げた記録の内、町人名を略して、町名（人数）を挙げると、喜町（三）、新町（三）、二藤（三）、連尺（一）、塩町（三）、新道（四）、肴町（五）、中町（一）、紺屋町（二）、研屋町（三）、西町（六）の三四名であった。その上で、「右之外にも十人斗も可有之候得共、追而之書上」の予定であると記している。これは「書上無之者、弓不相成旨に御座候」という免許登録制度の徹底化に対応しなければならないからである。また、新稽古場として「一ヶ所御免願立申候、内所弓場は不残取払」と言う処置をしている。

ところが、海野五郎兵衛が不審に思っている点は、「御領分在方之義は今以何の御沙汰も無之、町方取締に付、思召も有之哉」というように、町奉行の方針が町方のみを対象にしている点である。

この経過を承けて嘉永四年六月、海野五郎兵衛と深田郡八は八箇条にわたる「射手取締議定書之事」を制定し、その施行細則として「弓場之内取締之事」を決め、弓場内に張り出したのである。

前者の「射手取締議定書」には言うまでもなく、賭弓禁止の条項がある。その理由については、風俗取締もさることながら、兵農分離の原則を前提にするけれども、庶民の弓術修練と弓具保有については特別に恩恵を与え、許可しているという点にその根拠を置いている¹⁵。すなわち、

乍申町人百姓賤敷身分にて武芸第一の道具を携候儀如何計難有旨相心得、其身分堅固に致し、太平之御恩沢を蒙り候御国恩忘却不仕

という。それ故に、

武芸之事にも不心付、唯遊興之賭的而已専一と存込たる者共は、自然と種々之賭之勝負に落入、後々は重き御法度にも相背候族も眼前之儀に付、早々着留可申候

とあって、弓術を武芸として尊重せず、賭博の手段としている事を説諭する事になる。

この点から言っても、武芸を強調するならば町方のみを対象にして、在方には取締が及んでいないことは主旨に反する。海野五郎兵衛が釈然としないように、藩庁の思惑は別にあるのではないかと、「思召も有之哉」としている。

弓場に張り出された禁止条項の内、賭弓については次のように記されている。

一、置的鬮的勸進的小串礼式百手三的杯之勝負附、或は丸物草鹿挟物矢沙汰之稽古等致可申事

これによれば実に多様な賭弓の種類があることが判明する。賭博の本質は変わらないから、禁令をかいくぐる賭弓形式の工夫とでもいえようか。

ここでは言及しないが、「弓場之内取締之事」の冒頭には、弓術の師弟関係の確立の条項がある。なぜならば、「射手取締議定書」でもみたように、庶民の弓術といえども、これを武芸と位置づけるからには、弓を楽しむ人々の単なる結社では済まされず、その師弟関係の確立が問題になってくるのである。

右にみた様々な賭弓の形式は、賭博の本質を糊塗する事からも発するものであろうが、更にこの形式を美化し合理化する方法として、射場における射手の作法が確立していくのである。この点については、竹山茂齋の弟子で黄檗宗の僧侶、曾我柳橋が編集した「増補矢代的矢捌并或問」という著作がある。これは安政三年九月に編述されている。この史料は『静岡県史』、資料編15、近世七、に収録して置いたので参照されたい。なおまた、竹山茂齋に宛てた佐倉村神主の水野内膳の書状には、矢代的に関する釈明文を含むものがあって、竹山茂齋結社では賭弓禁止の主旨が建前として維持されていることが推測できるのである。

(3) 競射

この項目は賭弓の性格を強調するのではなく、記録を争う一面を言うものである¹⁶⁰。幕末期の農村における祭礼や日常の楽しみの一つとして、当事者の日記等に見える事に言及するものである。

先にみた斎藤信幸の「印西派ノ弁」の中には、印西派の作法としての射手の姿を非難した箇条がある。しかしながら、なぜ日置流が戦国時代に繁栄したのか、という点からも理解できる一点がある。それは修練による的中率の挙げやすさにあったと思われるから、その目的に適った射手の姿であったろう。ところが、戦闘の余塵が遠ざかると、その目的喪失から、むしろ射手の姿の美学が強調される事になる。斎藤信幸の言説はまさにそれに相当していると思われる。斎藤信幸は次のように言う。

今此国の印西派の射手共をみるに、其身体不直にして不正、大に腰を曲、臀をつき出し、其射様見苦敷、他派様々有共、如此曲腰出臀者を見ず、外観の見目うるさかりぬるをも不考、これ即ち、我立派の大節の射様也と思ふ心色、面目にあらはれ、愚顔可笑、可憐也、吾二十年以前京師に遊び、聖護院の森にて度々数十人会射有を見しに、一人も曲腰出臀て射者を不見、其後年東都にて、其地の武人又は大国の諸侯方の武人の衆会して射る事を時々見しに、曲腰出臀て射しもの言人もなし、汝ちが輩能これを思へ、何を諸々の他派、皆非にして、独り印西派の射様のみ是ならんや、

といい、印西派の特徴である射の姿「曲腰出臀」を「井の中の蛙大海を不知、武芸は武人の学ふ所の武芸こそ善かるへけれ」と、嘲笑するのである。

これを田沼時代の拝金主義横溢の社会状況に重ねて措いてみると、戦闘手段としての本質が失われた弓術は、もはや武家社会の秩序維持と封建倫理を鏝う礼儀作法の修養裡に埋没しているのである。弓術の礼法化と同時に、貨幣経済の進行に伴って、封建社会を機能させている理念はいよいよ現実から離れ、孔孟の倫理は痩せて行き、射倅心が肥大化していく。斎藤信幸の評言を要約すれば、弓術に求められているものは、戦時的的中、平時の端正、とでも言うであろう。

先の『東海道人物志』では、その凡例を厳守して、武事に関する標榜はないが、天保元年の

遠江の文化的状況を示す史料として、『賀筵雲集録』がある。本書が私的芳名録である故に、弓術を標榜する人物が記載されているが、その人数は俳諧などに比較すると少なく、わずか十二名である（同書の駿遠俳諧記事については『静岡県史』通史編4、1052頁参照）。

その中でも城東郡下平川村の黒田家の弓術は、此の地方の中核をなしていた。黒田家は旗本本多氏の代官を勤めていたから、弓術が重要な社交の手段として近隣の庄屋階層に普及していたのである。

その一端が横地三沢村の庄屋、伊藤徳兵衛寿重の丹念な日記にみえている¹⁷。此の日記には幕末の不穏な村内外の状況を記す間に、黒田家における競射の記事がみえている。

また、文政六年（一八二三）以後、相良藩大庄屋を勤める城東郡比木村の萩原佐次右衛門と、その子息で竹山茂齋の嫡伝となった佐次右衛門左伝、さらにはその子息で同じく嫡伝である佐吉という萩原家三代にわたる日置流弓術の師承は、幕末維新时期から明治期にかけて多数の門弟を養成している¹⁸。

以上の黒田家、伊藤家、萩原家については、先記の『静岡県史』で触れるところがあったが、とりわけ、萩原家とその師家である竹山家との交渉については、後考に譲ると記しておいた。その点を些かなりとも明確にしたいというのが、本稿の目的でもある。

（４）修養

十五世紀の後半に、それまでの弓術を改革して戦国大名によって採用された日置流の実戦的射法、つまり殺傷効果（的中率）をあげるのに適った姿勢、戦時の射の構え方が、平時の近世に入って、特に田沼時代以降ではその姿勢が美意識にまで昇華できない側面があったものの、的中率を競う観点からは存在理由があった。この事が先述の「印西派ノ弁」の認識の底意になっている事は間違いない。

ところで、第二次大戦前の日本では精神主義が鼓吹され、それを支える為に武道が存在し、その一として弓術が修練された事は耳新しい。知育徳育体育の一環として精神涵養を唱える上から、弓術というよりはむしろ弓道と称していた事は周知の通りであろう。

矢をつがえて体を起こし矢を放つ瞬間までの射の構え、また、矢が離れた後までもの精神のありようを言う残心、やがて体を納めるまでの動作の過程において、射手の身体と心理との相関関係は従来どのように教授されてきたか。日本の近代以前において、師弟関係が結ばれている世界では、その要諦は言葉や文字による説明不可能事として扱われ、文字によらず言葉によらず、身体訓練によって自覚納得せしめる教育方法論がとられてきた。

文字と言葉によって世界を定義づけようとする西洋人の中にも、日本の思惟構造を文字と言葉によって合理的に論理的に説明しようとする試みがなされてきた例がある。オイゲン・ヘリゲル（一八八四—一九五五）もその一人である。

オイゲン・ヘリゲルは大正十三年に東北帝国大学に赴任し、哲学とギリシャ及びラテンの古典語を担当し、昭和四年八月に離仙し帰国した。その仙台滞在中に阿波研造（明治十三年—昭和十四年）に就いて弓術を修練した。その際に通訳を務めたのが小町谷操三東北帝国大学法学部教授である。小町谷はかつて第二高等学校時代に阿波門下生であった。

阿波研造は雪荷派木村辰五郎に師事して以後は、竹林派本多利実（？）に師事して修行した。かたわら道場を開き、仙台市内の学校で指導した。大正九年には大日本武徳会弓道教士、大日本弓道館八段であった。

オイゲン・ヘリゲルは帰国後、エルランゲン大学の正教授に就任し、哲学の外に日本思想も講義し、禅の研究に没頭した。特に日本の弓術については、一九三六年（昭和十一年）ベルリン独日協会でドイツ人のために講演を行った。その速記録が『日本の弓術』と題されて、東北帝国大学文化会編集雑誌『文化』（昭和十一年）に柴田治三郎によって翻訳発表された。後に岩波書店から出版されたが、通訳を務めた小町谷操三による「ヘリゲル君と弓」という跋文が付けられた。更に昭和五七年には、ヘリゲルの本文、小町谷の跋文の外に、柴田の「旧版への訳者後記から」と「新版への訳者後記」とが付けられて、岩波文庫に収録された。

本稿のヘリゲル関係記事は全て岩波文庫版に負っている。とりわけ興味深いところは小町谷操三による跋文としての解説である。

それはオイゲン・ヘリゲルと阿波研造との間で、弓術をめぐる交わされた、弓術の本質、修行における身体と精神などという問題点についての交渉が、懇切にしかも簡潔に説明されているからである。これは同時に西洋文化と日本文化の関係を突いた、日本人側からみた日本文化論となっているので、国際社会の中の日本文化を理解する上で実に示唆に富んでいる。

分析的論理的思考に基づく西欧の精神が日本の弓術に対峙した時に直面したのは、身体の鍛錬と技術の熟達を超越する無我なるものへの到達、ということであった。ヘリゲルは「一切の哲学的思弁の以前にある神秘的存在の内容を理解することほど、ヨロッパ人にとって縁遠いものはない」（20頁）と言う。

阿波に指導された最初の教程は呼吸法であり、それによって臍下丹田に力を溜める、という事であった。正しい呼吸法によって外部の影響を断絶させて弓を引き、無我の状態に入り、矢が放たれた際の緊張が弛み我に引き戻される、というものであった。しかし、当初のヘリゲルのそれへの努力は「故意に無心」（36頁）であると退けられ、矢を放つことは技巧の上だけのことではないと論されるのである（37頁）。なにしろヘリゲルが抱懐していた事は、「弓は的を射るものである。的が目的物である。射るからには、その目的物に当てることを考えなければならない。弓は意識的に射るものであるはずだ。当てようと思わない射、当てようとしない離れ、すなわち意識的でない射があるなぞということは、嘘」（89～90頁）と思っていたからである。

これより前、阿波研造は幾人かの外国人に弓術を教えた経験から、「外国人は、弓を遊技もしくは運動と考え、弓道精神を理解しようとしなない」（72頁）という確信を抱いていた。何回かの交渉の末、「哲学者である外国人に、弓道の精神を理解していただくことは、自分の衷心から欣快とするところ」（73頁）として、快諾した経緯があった。それ故に阿波研造は「弓道が術に非ずして精神修養の手段」（86頁）であり、「射は人格完成の手段」（76頁）という事を、身を以て教えたわけである。この思想は近世以来、儒教倫理に基づく自己実現という事で唱えられてきたものであるが、柴田治三郎が指摘するように、これに心酔するヘリゲルは、弓という殺傷手段について、「武器の素性を完全に捨象して」、「愛国心や武士道を、なんの限定もなく単純に、至高のものと考えているらしい」（110頁）のである。阿波研造の言動を通じて、ヘリゲルは明治維新以来の西欧化政策に反発する国粹文化称揚の思想状況に同調した事になる。

しかし、近世における弓術の展開を考え、実態を理解しえたならば、近代に到る弓術の伝統を相対的に理解する事になると思われる。つまり射手における心身一如とは心身のアンビバレントそのものを克服する営為を言う事であると同様に、歴史的にはこれまでに見たように、弓術そのものに、修養観と射倅心が併存しているからである。

ところで、矢が放たれる瞬間を言う「離れ」について、ヘリゲルが直面したアンビバレント

な状況と全く同様な状況に、浜松藩領長上郡天王村に住む日置流師家の竹山茂齋も直面していた。

竹山茂齋は文化十四年（一八一七）九月に鹿野藤左衛門から嫡伝を相承した。その後も、鹿野藤左衛門から教諭された事の一つに「早け」があった。つまり離れの問題である。

文化十四年九月、浜松藩主井上正甫は陸奥棚倉へ国替えを命じられた。翌年の文政元年（一八一八）家中の鹿野藤左衛門安風は浜松から棚倉へ移った。竹山茂齋への嫡伝相承は鹿野藤左衛門の引越直前になされたわけである。

棚倉の地から書状にて指導された事の一つが「早け」に陥らぬ事である。それは文字通り、呼吸が整わぬ儘に、的中への雑念を払わぬ儘に、骨格・筋肉・関節・靱帯などの身体の統一性が整わぬ儘に、的中を得んと心逸って矢を放つ事である。

これは弓術初心者ならずとも竹山茂齋のような者にも起こる心身のアンビバレントな状況であり、かつ、それを克服すべく教導することが、弟子教育の要諦である事を示している。書状には次のように書かれている¹⁹⁾。

扱又、射術之否申越候様被仰越、致承知候、随分被仰越候御心得にて宜敷候得共、的中有迄は放す間敷と斗にては、殊に寄候得は、心と術と居付候者に御座候、左様に相成候ては無是非、かつきり放れ相成申候者に御座候、左様にては不宜、随分術に無構、心斗にて中らぬ内は放れ不申候様に、是も心納り不申候ては出来不申候間、何も角も兎角、早けのきみなき様に御心懸け納候所第一と、御修行可被成候、右納候上は、自由自さいに相成申候

と述べている。ここで言う自由自在の境地こそ、心身一如の境地と言い換えてもよい。このようになると、「矢筋は心安く見え申候者に御座候」とか、「矢筋^(マ)の見え候場迄、御修行有之候得は、自然と弓よりおし糸申候」とか述べ、身体と精神とが調整されたときに矢は的中すると言うわけである。

射手にとっての「早け」とはどういう精神状況か、そのアンビバレントについてヘリゲルは次のように分析した（35～36頁）。

弓を引き絞ったまま立っていればいるほど、ますます強い緊張が感じられ、もう離れる時だということを、どうしても考えずにはいられなかった。そのためついには意志をもって手を開くように強いられる。

と述べている。この間の緊張から逃れる事が「早け」である。「早け」を諭す阿波研造の教え方とそれに反応するヘリゲルの主張が、小町谷操三によって『日本の弓』の跋文の中で描写されている。緊迫した内にもユウモアあふれる場面である。

ヘリゲルに弦を執って引き込ませてから、「まだ放してはいけない」「まだまだ」と言いながら、ヘリゲルの下腹をたたいて、力を入れよ、と教えたという。それに対してヘリゲルは、弓は弾力を利用して矢を的に当てるものではないか、それには全身の力を用いなければならないはずだ、それなのに、全身の力を捨てたなら、骨なしになってしまうではないか（82頁）と反論したという。

この日本人とドイツ人という師弟間の質疑応答は、まさに非論理に対する論理の応酬である

が、やがてヘリゲルは丹田に力を溜めることも、力射しないことも納得し、かなりよい「離れ」が出るようになったという。

小町谷が表現した阿波研造の教えは、まさに鹿野藤左衛門が教えようとした事と同じように思える。

鹿野藤左衛門が書状を遣して教えたのは、このほかにも大切な一事がある。それは繁多な日常生活の中で、たとえ道場にての実践がなされずとも、座臥の間、いかなる時、いかなる場にも可能な修行方法がある。「御心にたへ間無く、御心懸け被成候得は、不知内に弓術上り居候者に御座候」という、その一事である。すなわち、今日ではその方法をイメ ジトレイニングと称している、その鍛錬法である。

鹿野藤左衛門は、「早けのきみ無き様に」「心の納り」を求めて、心と術の相関関係という言葉で説明する事の難しさを乗り越え、文字で表現しているのであるが、それへ到達する方法論として、イメ ジトレイニングを重ねる事を教えている。これは実践に裏付けられた思考のしからしむところと思われるし、実技の世界を何とかして文字の論理に置き換えようとしている苦心が見える。

国替え直後という政治状況下で、恐らく空惚の間になされたであろう嫡伝相承を、実体化たらしめるために、書状による質疑応答がなされたものであろう。先に引用したところの冒頭部分に、「扨又、射術之否申越候様被仰越、承知候」というのは、これを意味するものと思われる。

かくて鹿野藤左衛門にとっては、文字による説明が不可避となったにもせよ、不立文字の世界から抜け出して論理の世界へ前進していると言えよう。まさに優れた師匠の資格を備えていることの証明であろう。

四 竹山一族と弓術

竹山家の始まりについて、「藤原氏竹山家系図」²⁰に拠ってみると、長上郡のうち天王郷といわれた土地で、そこは後に寛文年間（一六六一～一六七二）頃に分村して下堀村と呼ばれるようになる地区であるが、大竹藪をめぐらした屋敷を構える鷹森（高森）太郎左衛門重治がその元祖であり、慶長八年（一六〇三）に死去した。

天正年間に浜松城主であった徳川家康が、しばしば同家に立ち寄り、大竹藪を周囲にめぐらせた屋敷で休憩した折に、竹山と呼んだという故事から竹山を名乗るようになったという。大竹藪は天竜川の氾濫原を開墾して新田畑を切り開いていく姿を映し、洪水から守る屋敷森を形成していたものであろう。天王村の堀を巡らせた竹山孫左衛門家屋敷図（家相図）にも屋敷森が描き込まれていることから推定出来る。

この由緒は竹山家から藩庁へ提出した文書には言及されることを常としたり、前掲の「藤原氏竹山家系図」に特筆大書されたりしているほどに、近世では権威の証であった。

しかし、竹山孫左衛門家では十三代孫左衛門茂郷が、遠州報国隊に参加し、倒幕軍に従軍して以来、竹山姓を忌避した²¹。当主は鷹森の本姓に復し、鷹森民部（茂）と名乗った。他方、一族の大部分は竹山を踏襲して名乗り、今日に到っている。

竹山家元祖とされる太郎左衛門重治は、以後は名乗りを換え、さらに隠居した時点で竹山孫左衛門茂住と称したと思われる。その際に下堀（村）の屋敷から天王村に居を移したもののようである。「藤原氏竹山家系図」の作成者識語はそのように解せられる²²。

竹山茂住には四人の息子がいた。そのうちの次男が夭折したが、長男に天王村の孫左衛門家

を継がせ、三男竹山平左衛門に下堀（村）の本屋敷を継がせ、四男に八兵衛（後に六郎左衛門）家を下堀（村）に分家させている。

この三系統からは、孫左衛門（孫左衛門系、甚左衛門系、次左衛門系、金右衛門系、勝兵衛系、茂太夫系）、平左衛門（平左衛門系、喜三郎系）、八兵衛（六郎左衛門系）の家系が誕生し、世代を経るごとに次々と分家を創出していった。やがて竹山一族は天王村近隣の下堀村、天王村、天王新田村、原島村、中田村、上之郷村、小池村、笠井村、笠井新田村、永田村、高林村などに蟠踞するに到るのである。いうまでもなく板屋町など浜松城下にも分家している家系がある。

「藤原氏竹山家系図」上での、年紀の下限は享和三年（一八〇三）であるが、その時点では二十家を数えている。これ以後幕末期には、例えば旦那寺宗安寺における位牌座の秩序をめぐる争いがあり、弘化四年（一八四七）十二月にその争いの一応の終止符が打たれているが、その際の宗安寺の檀家二六家のうち、位牌座をもつ竹山家は十八家ある²³。これから見ると、近世を通じて竹山一族を構成する家数はほぼ推定出来ようか。

竹山家のような家柄に特徴的な点は、近世の村落上層部に見られるように、その相続関係が複雑に入り組み、婚姻関係が輻輳し、当主の名乗りが頻繁に変わり、また、記録文書の多少もあって、当事者以外にはわかりにくいものとなっている²⁴。竹山家の場合についても理解が行きとどかず、その誤りを犯しているかも知れない。ご教示を仰ぎたい。

ところで、弓術を楽しむ竹山一族の事について言うと、本稿の主題である孫左衛門家の場合では、結社を主宰し門人帳を作成している当主が連続的に現れているから、その事実は理解しやすい。しかしながら、その他の竹山家の場合にても、弓術に深い関心をもつ者もいたのである。孫左衛門家の例を挙げる前に、その他の竹山家の例を見ておきたい。その際の手引きとして、長上郡小松村の初代の升屋袴田勘左衛門の俳諧手控（袴田豊家文書）を使うことにする。

遠江豊田郡二俣村の袴田甚右衛門²⁵の双子の弟、袴田勘左衛門は長上郡小松村に分家して、醸造業から発足し、瞬間に大地主に成長した人物であるが、兄は袴田秋戸と名乗り、弟は袴田南素と名乗る俳人でもあった。

この袴田南素の前妻は下堀村の竹山金右衛門の娘で、延享四年（一七四七）に結婚した。宝暦三年（一七五三）長男を生むに際して死去した。その二代勘左衛門が結婚したのは安永七年であるが、その妻は天王村の竹山勝兵衛の娘である。

袴田南素は妻の縁もあって、弓術を習っているが、その師匠が竹山氏とのみ記録され、実名が不明であり、俳諧手控の文章の年紀も不明であるために、その師匠が特定できない。南素の俳諧手控に記された記事として、

弓の門弟になりて、師は竹山氏にして、竹の栄の末長からん事を祝し、予は小松の里に住ひて、松の常磐の久しからん事を祝す
竹に長し松も小春の弓初め

と記されている。

袴田南素の手控の内容は時間的に言うと、宝暦明和の記事であるから、これを竹山一族に当てはめると、一つの可能性としては平左衛門家の竹山茂伴があげられる。

竹山平左衛門茂伴とは誰か。先に見たように、斎藤信幸が催した蝗害祓いの祈願祭が、寛保

二年（一七四二）見附天神社で催された。二月五日当日の金の中的の名誉を獲得したのが下堀村竹山平之助茂伴であったことを記して置いたが、この人物こそ竹山平左衛門茂伴である。宝暦四年九月七日に死去している。

南素の俳諧手控えにみえる「竹山氏」が竹山平左衛門茂伴ならば、まさに平左衛門晩年の姿を留めている事になる。

ところで、竹山一族の人々には弓術を楽しむ人々が多かったようである。上に見た袴田勘左衛門南素の長男の嫁の実家、竹山勝兵衛家の中にもいる。

寛政元年（一七八九）に死去した四代勝兵衛茂穀である。享年は不明である。茂穀は肖像画を注文して描かせている。その画像は老年と言うよりは壮年の風貌であろう。これを描いた画家は大須賀鬼卵、また画賛も付けられている（竹山勝茂氏蔵）。すなわち、

射術をもて名、全かる勇喜翁の像を写して、そのうへに讃せよとあれは
おさまりし袋の弓もわずれぬは
ゆうきのいたすところなりけり 栗杖亭鬼卵応需并讃

というものである。

肖像画は人物の左を照らして斜に構えており、その後背には朱漆の矢台が置かれ、そこには弓一張りと二種類の矢羽根の矢が描かれている。座した姿の左肘が碁盤の盤面上に置かれたために、着衣がわずかに盤面を覆っている。左手指は脇指に触れ、右手は閉じた白扇の天部を掴み、要の部分で右膝に立てている。腰には白柄の脇差を帯び、着衣は赤い半襟をつけた浅葱色の下着に、緑色の着物、その上に黒組の羽織を重ね、ゆったりと着こなした容姿を描いている。髪型は月代を剃らずに頭髪を後ろに集め、軽く小さく髷を結っている。本多髷よりも小さいほどである。華やかな田沼時代の流行を留めているようである。なお、碁盤の前には碁石入れと思われる容器が二つ置かれている。また、人物像に添って描かれているので、厚い碁盤の側面は左右二面を見せているが、相方側の側面には鮮やかな水色が塗られている。

近世の男子寿命が平均四五歳ぐらいとすると、ほぼその年齢相当のようにみうけられる。仮に多く見積もって五〇歳として逆算すると、生年が元文・寛保の頃になるので、袴田南素の師匠相当の年代とは考えにくい。

なお、弓術と並んで農村上層部における社交上の教養として、俳諧の外に、囲碁将棋が代表的なものであることは周知のとおりである。大須賀鬼卵が描く竹山茂穀肖像画の画面の道具立てからも、それが推測されるのである。そのような意味からも、また、大須賀鬼卵絵画史料としても、新出の史料として貴重である。

次に、竹山孫左衛門家歴代のうち、六代、七代、八代の弓術について述べる事にする。九代以後の弓術については、次項で特にとりあげて述べることにする。

先の袴田南素の師匠たりえる人物を、竹山孫左衛門家において捜すと、その可能性のある人物は、六代竹山茂貫と七代竹山茂算とがあげられる。

六代竹山茂貫は、遠江見附の上村戌亥正敬から「伝印可」を許されており、七代竹山茂算もやはり上村戌亥正敬から「伝印可」を許されている。したがって、両者共に弟子教育にあたる資格を有している事になる。

しかしながら、竹山茂貫は延享三年（一七四六）に死去しており（享年不明）、それは袴田南

素の結婚以前のことであるから、茂貴が師匠である可能性は無かろう。むしろ明和六年（一七六九）に六五歳で死去した竹山茂算の方が、南素の師匠である可能性は高い。

八代竹山茂把（元文元年 寛政二年）は、上村戌亥の嫡伝を相承した上村敬永の弟子であり、これまた「伝印可」を許されている²⁶。

他方、竹山茂把は弓術のみならず、俳諧、松月堂古流の生け花に深い関心を示し、結社の宗匠として活躍していた。松月堂古流の生け花については別に稿を改めて記述する事にする。

九代竹山茂敦、十代竹山茂則、十一代竹山茂齋については、それぞれ門人帳もあるので、それに言及しながら、次項で記述する事にする。

五 師弟関係の成立と起請文

歴代の竹山孫左衛門家の当主にして日置流印西派の嫡伝相承者として、竹山孫左衛門が近世後期の遠江において果たした役割は大きい。弓術の結社を維持し、門人を養い、嫡伝を創出していく事は、封建的主従関係としての師弟関係がいかに機能しているか、ということである。つまり、師弟関係を鍵として、文化の伝播と定着に関わって、その機能がいかに発揮されているか、という事について検証することになる。大きくは東海道を往来する人々が関与する文化事象として、また、小さくは浜松城下の周辺農村の文化事象として、有機的に理解されるものであろう。なぜなら、文化変容は孤立状態では成立しえないことであろうからである。

それへの接近を果たすために、今日、鷹森家に残されている「就御弓御指南条々」、「敬白天罰起請文」、ならびに門人帳に基づいて立論することにする。

前者は、入門者が師家に提出する誓約の文書であり、後者は、師弟関係をもった門人達が、その修養に従って身につけた人格と技量との達成度によって、師家から与えられる「許」の段階を示す免状をいうものである。

すなわち、この起請文を提出した門人達を年代順に整理し（後掲）、この二種類の文書形式の名称を借りて、結社の機能と師弟関係の実態について述べることにする。

1 「就御弓御指南条々」について

竹山家ではこの起請文を「神文」と称していた事は、これの包紙の標題で判明する。古文書学の上では、起請文の前書部分を除き、神名を挙げて署名血判を捺した後半部分をそのように呼ぶことは周知の通りである。ここでは起請文と同一として扱うことにする。

この文例は次の通りである。

就御弓御指南条々

- 一、前後被仰渡之通聊他言申間敷候事
- 一、至重者雖為相学申談間敷事
- 一、対師疎略仕間敷事

右条々於相背者忝茂

八幡菩薩之御罰可相蒙者也

年月日 名前

竹山孫左衛門殿

現在の鷹森家は江戸時代には竹山姓を名乗り、当主は孫左衛門を襲名した事は先に述べた通りである。日置流弓術の師家としても、これを使用していた。ただし、十一代の竹山孫左衛門茂齋は家督を譲ったときに、自らは陽左衛門を名乗っており、かつ弓術の指導も行っていった。

したがって、その誓約書も陽左衛門宛に提出されている場合もある。後掲の入門者氏名一覧においては、これを区別するために、神文の宛所を略称化して、その行の末尾に、「孫」、「陽」の一字を記しておいた（「竹山家宛神文」と略称する）。

また、嘉永元年四月の入門者の中には、遠く駿河からの入門誓紙（神文）がある。その宛所が大畑茂七と竹山陽左衛門の二名となっている。大畑茂七は竹山家へ入門する者の斡旋者であることは、門人帳にしばしば「茂七取次」「茂七郎取次」の字句がみえるところから判明する。すなわち、後掲の「門人姓名帳 嘉永元年申秋 貳番」の冒頭部分（1才・1才、2番～11番、及び2才、18番・19番）に相当する者、総勢十二名がそれである。ただし、入門誓紙には大畑茂七郎とある。門人帳では「茂七」と省略したものであろう。この二名連記の場合、勿論ではあるが、竹山陽左衛門の方が一字分の台頭表記がなされている。

師弟関係の連鎖が地域的に展開され、連鎖環として維持拡大していく状況をもって文化の定着の指標とみなす事ができよう。宿駅を中心にその周辺で拡大していく事は、同時に伝播によって飛び火して、その拠点と火元の拠点が結びつく。すなわち、濃密な師弟関係という結合によって一つの世界が形成されるのであろう。

これを資料的にいえば次のような誓約書（神文）の存在に顕れている。すなわち、藤枝宿に住む大畑茂七郎という弟子が取り立てた入門者が、更に竹山家に送り込まれる事によって、竹山家における弓術の伝授を通じた結社の実質が成立するのである。

しかもそれらの弟子の居所は、駿州駿東郡の村々（現在、御殿場市）であるから、藤枝宿とはかなり離れているといえる。したがって、師弟関係の連鎖環の中に、それらの人々を門人として大畑茂七郎宛に送り込んだ者の存在も想定できよう。

鷹森家文書の弓術関係文書の中には、以上のような事を推定せしめる大畑茂七郎宛の誓約書（神文）の一群がある。大畑茂七郎が弟子を竹山家に送り込んだ時に提出したからであろう事はいうまでもない。

文化の伝播と定着という観点から、天王村竹山家を拠点とする結社活動の構造的性格を解明するためにも、大畑茂七郎宛の神文は重要な意味をもつので、これも収録する事にしたわけである。

また、入門誓紙の書き方の上で、注目されるものに、宛所の竹山陽左衛門の上に張り紙をして、竹山孫左衛門と書いてある誓紙がある（35番、大沢村の沢木乙三郎と36番、四本松村の鈴木紋治郎）。年紀は嘉永二年八月である。

これは何を意味するのか。単なる陽左衛門・孫左衛門の二名連記を意味するものではない事は明白である。陽左衛門が死去するのは文久二年であるから、まだ生存している。しかし、陽左衛門名儀が出てくるのは、管見の限りでは、残存している「就御弓御指南条々」では嘉永七年四月のものが下限である。他方、残存している「敬白天罰起請文」の場合は、弘化四年、嘉永元年、安政六年である。

師家としての竹山家では弓術門人に対して両者がこもごも、どのように対応していたのか、今後の調査研究にまちたい。

現在では鷹森家に保存されている入門者の誓約書（神文）が、門人帳に記載された人数からみても、ごく一部分にすぎないところに問題はある。しかし、同家にある三種の門人帳に記載さ

れた入門者についての裏付けとなるもので、一部分とはいえ、貴重な資料である事はいうまでもない。

2 「敬白天罰起請文」について

鷹森家文書の内に標記のような文書がある。これを内容から分類すると、「許」と「印可」との二種類に分けられる。両者はいずれにせよ、師家から「許」ないしは「印可」を伝授下付され、これを受けるにあたって、弟子が師家に提出する起請文である。

これについては、入門者全員が許・印可を授けられなかったにしても、先の門人帳に記載された人名とあわせ用いる事によって、日置流印西派嫡流としての竹山家の弓術の伝播状況が窺えるものとなる。

それによって事柄は浜松宿とその周辺農村の文化状況を探索するという宿駅文化論に限定されるものではない。結社の展開は即、人事交流、知識技術の情報伝達を内容とするものであるから、師弟関係の連鎖環が封建割拠の前提を崩して、遠隔地との交流を孕むからである。それゆえに現在残されている限りにおいて、起請文提出者の氏名を明らかにしておく意義がある。

この起請文の文面は二つの部分から構成されている。主従関係としての師弟関係を前提にして、「許」の内容について秘密を守り他言せず、諸誓約を遵守する事を誓う「前書」と、列挙した神仏の天罰を覚悟していることを示す「神文」とである。

竹山家では「就御弓御指南条々」の全体を神文と称していた。これは本来の起請文の構成要件が簡略化された文書形式である。

竹山家に提出された「敬白天罰起請文」では、「前書」部分は全て白紙に書かれている。本来の「神文」部分は熊野権現の烏点の牛王宝印紙、もしくは秋葉神社の牛王宝印紙を使用している場合が多い。

一般的な護符の役割から脱して、烏点の神文が中世起請文の特徴として、料紙の紙背に書かれてきた事を承けて、戦国時代では料紙として熊野神社の牛王宝印紙が用いられ、その紙背に神文が書かれていた²⁷。

しかし、近世にはいと料紙表に神文が書かれることが多くなったようである。竹山家の文書の例では全て、その表面に書かれている事が注目される。

熊野権現の烏点の様式からいうと²⁸、竹山家に提出された料紙の様式は、本宮宝印系統と那智灌宝印系統の様式を引く料紙が使用されている。そのうちでも前者が多い。

そのほかには、ただ一例ではあるが、「大峰山上一之行場」という文字が、護符の左下に刻されている料紙に書かれた神文もある。

神文の末尾の年紀の下には、弟子の氏名・花押と血判が押印されているのは通例のごとくである。宛所は竹山孫左衛門か竹山陽右衛門である。陽右衛門が茂齋であることは先述の通りであるが、孫左衛門の実名が判明しない。

茂敦の没年については、碑陰の刻文が剥落していて「寅九月二日」の文字のみが判読できるけれども、「鷹森家過去帳」(天保六年八月作成)によって、「寅」が文化三年丙寅に相当することが判明した。

なお、茂敦の戒名は弓術家らしく「無的院機外即中居士」であるが、享年が不明である。

茂齋は文久二年七月六日、七三歳で死去した(天秀院穎悟清敏居士)。

これに基づき、年紀によっては、師匠が九代茂敦か、十一代茂齋か、推定できる場合もある

ので、推定できるものについては、門人氏名の行の末尾に記しておいた。

しかし問題は、茂齋が家督を譲ったの時点が判明しない事である。今一応その時期は、神文宛名「陽左衛門」が存在する弘化四年と推定しておく事にする。その場合、弘化嘉永期の「孫左衛門」とは十二代茂時を指すけれども、茂時は安政四年に四六歳で死去した（紅樹院蘭秀徳香居士）。なお、十代茂則は、父茂敦に先立つ二箇月前の文化三年七月十六日、二四歳で死去している（碑表では「月桂院稚臨清高居士」、過去帳では「月桂院秋林香清居士」）。

同年中に孫左衛門が二人までも、順逆を越えて死去するという事態を考慮したためであろうか、父子両者は同じ墓石に葬られている。鷹森家奥津城では異例である。

かつまた、料紙の区別も「熊野」「秋葉」の文字によって記しておいた。料紙の記事が無い場合は、白紙を使用していることを意味する。

なお、秋葉山の護符であるこの牛王宝印紙の使われ方からみて興味深い点は、これが幕末の遠州地方に降った、いわゆる「お札ふり」に使用された護符と同じ版木から刷り起こされたものと思われることである²⁹⁾。

竹山家の場合、孫左衛門は熊野神社の牛王宝印紙を使い、陽左衛門においてはむしろ秋葉山の護符である牛王宝印紙を使用しているといえる。したがって、料紙という観点からみると、弟子が自ら調達した護符を使用したというよりも、師家として、陽左衛門が自宅に常備していたという可能性が推測されるのである。仮にそうならば、陽左衛門は護符をどのような人手を経て入手しているのか、という問題と同様に、お札降りが人為的行為としてみたとき、それらの護符がどのような流通過程を経ているのか、関心が持たれよう。

竹山家の場合、二種ある熊野権現の牛王宝印紙の入手過程についても、秋葉山護符と同様に関心がもたれる。遠州地方の熊野神社においても、他国の熊野神社の例と同様に護符が発行されていたかどうか、遠州地方の鈴木姓の席卷とも関連して、熊野神社の存在は知られているから、独自の護符が発行されていたのか、あるいは熊野御師を経由しての末社としての機能を果たしていたものなのか、弓術師家としての竹山家とその経路のどこに位置しているのか、興味深いところである。

竹山家に提出された誓約書は、「許」の場合が大部分であり、「印可」やその他の誓約書の残存数は非常に少ない。最初に「許」の文例とその門人名を示す。それに続いて、年紀不明の神文に見える人名が門人帳から特定可能な場合には、その入門時の年紀を示すことにする。既述のように、三種の門人帳には「許」や「印可」の文字は見えても、それらは後筆による追加であり、その年紀は記入されていないからである。

次いで、一例のみであるが、「印可」の起請文があるので、これを示す。しかる後に、神仏を引き合いに出すまでもなく、師家に対して約束をしている一札、ないしは誓約書の性格を持つ起請文を示す事にする。

(1) 「許」の起請文について

「許」を受けた門人が提出した起請文のうち、残された文書のうちでは年紀の古い起請文を掲げる。「許」「印可」の起請文の文言は、いわば公式化しているので、次に示す史料の虫損部分は別人の起請文によって、文字を一部補い、同様の考え方から、分かり難い仮名書き部分については、括弧の中に相当の漢字を補っている。

なお、この料紙は、前書、神文共に白紙を使用している。

なおまた、この例文にみえる筆頭の門人は、遠江国豊田郡堀之内村（現在、竜洋町）の者で、内山真龍、および本居宣長の門人であり、遠江国学を担う一人である。

敬白天罰起請文前書之事

一、許被下候儀は生く世々忝奉存候、此上は貴様儀は不及申御子々孫々迄、万事疎略存間敷御事

一、拙者弟子取申刻、如法度堅為致誓紙可申御事、并講釈一字も書留メ申間敷御事

一、許被下候上は以来別二他流之弓之師取申間敷御事、并こしやく（講釈）仕間敷御事

一、許遣申度仁御座候二付、貴様と国を隔得御意申儀不罷成候八、我等弟子衆之内五人も三人も相談仕候て、皆々可然と申二付ては、出シ可申候、若、其内同心於無之出シ申間敷候、貴様御一代以後之御子息様え御断申、同心におゐては出シ可申候御事

一、年五拾迄弓捨申間敷御事

右之条々於相背は忝も

梵天帝（釈）四大天王惣而日本大小之神祇殊二

八幡大菩薩神罰永可被蒙者也

享和元年辛酉年六月廿六日

鈴木半蔵書緒 花押 血判

大庭武介久清 花押 血判

大庭五右衛門政定 花押 血判

鈴木豊蔵頼久 花押 血判

寺田七左衛門殿

竹山孫左衛門殿

（２）「印可」の起請文について

「印可」を受けた弟子が師家に提出する起請文は、僅かに一枚のみが残存しているにすぎない。先に見た門人帳のうちに追加記録された「印可」の例が非常に少ない事からも、鍛錬の成果を表すことは困難であったのであろう。

「印可」とは始め密教で流法の一流伝授するときに秘法を「許可」(コカ)することをいい、流法の発達により、差別が生まれ、印可と許可とが分離し、修業年限や修業内容による差別化が行われてきた歴史を有し³⁰、このような方法論が今日に至るまで影響力を残していることは周知の通りであろう。特に近世の技芸の世界では、師承・伝授の階梯を意味していた。それは近世文化の構造的要件と言えるであろう。

そのようにみえてくると、「許」の起請文の文言と違って、「印可」の起請文の文言は、主従関係としての師弟関係を緊縛する条件が、一段と厳密化している事に気づくのである。

すなわち、ここに蒲神明宮の神主である、蒲五良清澄が竹山陽左衛門に提出した起請文を掲げる。

後掲の「門人姓名雑記」によると、蒲神明社の神主である蒲五良（郎）は天保二年二月に入門している（95番）。従って、約十五年間修業したことになるうか。なお、同じく血縁者と見られる蒲采女も、「門人姓名雑記」によれば、文政二年六月に入門しており、印可を許されている

(64番)。しかしながら、蒲采女の起請文は残存していないようであるので、その年紀は不明である。

なお、翻刻するにあたっては、分かりにくい仮名書きには括弧の中に漢字を当て、誤字と思われるものは同様に括弧の中に相当の文字を当てた。

敬白天罰起請文前書之事

- 一、印可被下候義生々世々忝奉存候、此上貴殿は不及申子々孫々迄、万事疎意二存間敷候、并二講釈一字も書留申間敷候
- 一、許印可被下候上は、他流之師範聊受申間舖候事
- 一、拙者弟子取候ハ、如法度堅為致誓紙可申、并二こしゃく（講釈）致間舖候事
- 一、拙者弟子え許印可出度仁御座候ハ、貴殿え得御意於御同心二は出し可申、御合点無之候ハ、一切出し申間敷候事
- 一、貴殿御一代以後は御子息え御断申、許印可出し可申候、右様無之候ハ、相弟子中え相断同心無之候ハ、差出し申間敷候事
- 許印可出度仁御座候節、貴殿と隔国罷在得御意候義も難相成候ハ、相弟子又は我等弟子三五人も相談仕、其上相定可申候、若其内卷人にて同心無之候ハ、出し申間敷候事
- 一、大切之角見弦道矢別レ等、是等は貴殿え得御意御同心二候ハ、相伝可申候、御一代以後は印可出し候砌二無之候ては申渡間敷候事

右之条々於相背は忝も

梵天帝釈四天王惣而日本大小之神祇別而は八幡大菩薩之神罰永可蒙者也

弘化四丁未十一月

蒲五良清澄 花押

竹山陽左衛門殿参

先に見た「許」の起請文「敬白天罰起請文之事」と、「印可」の起請文との相違する点は、後者には印可の文字が許に変わり、最後の条文が新たに起こされている点である。両者とも、主従関係としての師弟関係の緊縛は掛けられており、弟子としての忠誠心は師匠の家督相続人にまで持続すべきものである。また、弟子を取り、弟子に印可を与えるに際しては、自らの「相弟子又は我等弟子」の完全なる同意が必要であり、一門・門流の諸師家との不断の連絡が維持されていることが前提になっているのである。

鷹森家文書のうちに、印可授与に必然的ともなう封建的諸手続がどのように取られたのかを示す書状があるので、それを次に掲げる。すなわち、右にいうような封建的主従関係に基づく師弟関係が発動されて、「起請文前書之事」の条文を忠実に実現していく過程が窺われるのである。

その書状とは、師家である竹山孫左衛門が、佐倉の「水野老先生」宛に蒲五郎、山本十右衛門、竹山孫左衛門の三名に印可発給をしたことを通告し、同意を求めるための書状であり、その下書きである。また、時候の挨拶の文言から見ても、まさに蒲五郎の起請文に記された時日と、書状下書き執筆の時日とは同じ頃であると考えられる。

ところが、書状の発信人は竹山孫左衛門になっているけれども、実は竹山陽左衛門茂齋その人が認めた書状であると考えられる。

というも、すでに見たように、蒲五郎の印可起請文では、その宛所が竹山陽左衛門になっていた。また、書状にもあるように、蒲五郎と一緒に「総目録改伝(皆伝)」が許された者は、山本十右衛門と竹山孫左衛門である。

他方、門人帳の「門人姓名雑記」によれば、弘化四年十一月十九日に「印可」の伝授があった事実が記載されている(283番、284番、285番参照)。

この書状は下書きゆえに年紀が記されていないけれども、それは弘化四年十一月の時点の書状と考えられることは、先述の通りであるから、285番の竹山孫左衛門が、「老体」である竹山孫左衛門、この書状を認めた竹山孫左衛門ではありえないであろう。しかも書状の内容が老齢を自覚した焦りが示されており、それだけに後継者養成が急がれ、日置流印西派結社の約定に基づいて、蒲五郎等の弟子達が公認されんことを要請しているのである。

また別に、文久元年(一八六一)八月に、日置弾正以来の「十四代之嫡伝竹山陽左衛門茂齋(花押・印章)」という正式の名儀でもって竹山孫左衛門宛に記した相承の文書がある。

これは「当流鳴弦臺目之大事雖為秘伝、八幅大菩薩毛頭無残今般令相伝者也」という「式」の「誦文」(秘伝)と、「鳴弦極秘伝」(口伝)とを伝授するものであった。さきに十二代孫左衛門茂時は安政四年(一八五七)に死去しているので、文久元年(一八六一)ここに陽左衛門の後継者として、地位を確立させた孫左衛門とは、十三代家督相承者の竹山茂であろう。

このように見てくると、発信者の竹山孫左衛門こそ竹山陽左衛門その人であるといえるのである。

十一代竹山孫左衛門(陽左衛門)茂齋は、碑陰によると、「文久二壬戌年秋七月六日 竹山茂齋 行年七十三歳」と刻されている。弘化四年(一八四七)の時点で、竹山陽左衛門は五八歳であり、水野真邦もまた後述のように文久二年(一八六二)に死去するので、六三歳に相当する。茂齋はその後も存命し、弟子達は安政六年(一八五九)に七〇歳の古希の祝宴を催している³¹⁾。

右の竹山孫左衛門(陽左衛門)の書状に顕れている考え方は、印可を与えた弟子を結社の中で公認する事、そのことである。近世法を構成する要件は連座制であるから、神仏への誓約と主従制度としての師弟関係の諸制約を遵守する事が、起請文に盛り込まれているのである。

結社の公認を獲得するためには、その実際の手続きとして、連綿とした師弟関係の連環の各人からの了解を得ること、相弟子の了解を得ることなどであるが、たとえ遠国にわたっていようと、本来はそれらの諸手続は遵守されなければならないのである。竹山陽左衛門はそれを「遠路旁失敬至奉恐縮仕、一日も早安心仕度奉存候」という理由をもって書状で済まそうというのであろう。

以上のことが突き詰められた究極には、連帯保証の厳しい条件として、嫡伝の相承というような結社の大事の場合には、嫡系の相承人において、「可伝一子無之」というような状況はふさわしくない、ということになるのである。水野真邦が嫡伝の可能性を否定されたときにこれが顕在化したのである(後述)。

それにしても茂齋が水野真邦に向かって述べた労りの言葉、「御互二老体」という追伸文の心情は真実味をもつものと言えよう。

この書状は下書きとはいいいさ、文意が飛躍し、通行の文字遣いにはなっていないように思える。その筆跡はもはや整然と認められているとは言い難く、各行が歪み誤記が散見する。翻刻にあたっては、誤記と思われるものに括弧して相当の文字をあてた。次の通りである。

一筆啓上仕候、秋冷之節御座候得共、弥御壮健可成御渡奉欣喜候、隨而弊屋無事消光御放念可被下候、扨私義日増老奕二付、兼年来御精心（御精進）二付、去ル十九日ヨリ廿五日迄、蒲五郎弓道皆伝并焉添役（介添役）山本十右衛門、竹山孫左衛門兩人へも惣目録改伝（皆伝）仕候、此義前以御相談之上可取計本意二存候処、遠路旁失敬至奉恐縮仕、一日も早安心仕度奉存候、先当日迄無事二皆伝相済シ安心仕候、先は右得貴意度如此御座候、恐惶謹言

月日 竹山孫左衛門

水野老先生 御机下

二白 追啓得貴意候、日増寒風二赴候得は、節角御厭御大切二御凌可被下候、御互二老体歩行六ツケ敷、くれくれも御大切被成御厭可被下候、一昨十月、左伝君御入来、御慮未至極御序二宜敷御伝声可被下候

宛所の「水野老先生」とは、遠江国城東郡佐倉村にある池宮天王社の神主水野内膳真邦（佐倉真邦ともいう）を指すものと思われる。水野真邦（天明五年 文久二年）は弘化四年（一八四七）には六三歳に達していたから、「老先生」と尊称されるのにふさわしい年齢になっていたといえる。

もっとも、天保元年（一八三〇）の時点での遠州地方の知名人の、その得意とする専門分野を掲げた姓名録、『賀筵雲集録』には、水野真邦は母親と共に、「相良湊」の項目の所に「歌」を標榜して搭載されている。その際の名前は佐倉貢である。

他方、『賀筵雲集録』の城東郡の項目の所には、「射」として「サクラ 水野権兵衛」なる人物が搭載されている。

したがって、水野権兵衛なる人物は水野真邦と同一人物であって、歌を標榜する場合は佐倉姓を名乗り、弓術を標榜する場合は水野姓を名乗るのではないかと推測した上で、『静岡県史』通史編4、近世二の中で説明したことがある（1062頁）。しかしながら、なお後考を待たなければならぬであろう。

水野真邦が弓術の優れた指導者であったことは、『浜岡町史』（629頁）にも記載されているが、筆者が編集した『萩原文庫目録』（浜岡町立図書館蔵）にも、水野真邦の名がみえる。

この文庫は、萩原家の弓術関係記録文書に特色があり、また、萩原家が保護した明治維新期の無禄移住の幕臣矢村宣昭（冲斎）の漢学と学校教育とに関する史料が注目されるのである。

萩原文庫の寄贈者萩原佐三郎氏によると、その三代前の萩原左伝³²の弓術修行についての伝承は、萩原左伝が水野真邦から「印可」を修め、水野真邦の厳命によって更に竹山家にて修業し、ついに日置流の道統を示す史料にみえる言葉である「嫡伝之系」のなかに位置づけられるに到った、という事である。そのことを裏付ける史料として、日置流弓術修行の諸階梯伝授にかかわる様々な史料群が、この『萩原文庫目録』に収録されている。

筆者としては他方、『萩原文庫目録』に特に収録したものがある。それによって、萩原・矢村両者の堅い絆を示すものである。また、両者についての理解が深まる事を期待して、付録史料を収載しておいた。特にここで掲げるのは、萩原佐伝の弓術の師承について言及している文章である。

付録として掲げた漢学者矢村宣昭撰文の「射伯萩原左伝翁碑」は、『冲斎遺稿』³³から再録したものであるが、そこには次のような文言が述べられている。

初真邦学於竹山茂卿、及真邦没、君又從茂卿、終承其統、蓋自初祖日置彈正豊氏十七伝而至君大得其神髓、弟子之衆至数百人矣

ここで気になる表現は「竹山茂卿」である。これに関していえば、先に示した竹山孫左衛門（陽左衛門）書状の追伸文にある文言である。すなわち、「一昨十月、左伝君御入来、御廳末至極御座候、御序二宜敷御伝声可被下候」とあるのは、まさに萩原左伝が竹山孫左衛門（陽左衛門）茂齋に師事し印可を伝授されるに至る、その始まりを意味しているものと理解できるからである。

そうなると、つまり、蒲五郎の印可が伝授された時こそ、弘化四年の時点が萩原左伝の天王村竹山家訪問の初度を意味するということになると、矢村宣昭がいう「竹山茂卿」とは、竹山陽左衛門茂齋のことになる。

他方、先に挙げた竹山家の系図は、系図上の年紀が享和三年（一八〇三）を下限とするので、この人名は登場しない。また、第二次大戦後に、これを追補した竹山家系図³⁴にも、茂卿を名乗る孫左衛門はみえない。

ところが他方、先記『郷土遠江調査研究』所収、「遠江弓術家系統表」の中では、謄写印刷の文字ゆえに大層紛らわしいのであるが、「茂卿」ではなくて、「茂郷」という人名がでている。すなわち、竹山孫左衛門茂郷の傍らに括弧して、鷹森茂の名前が記されている。

鷹森茂とは、十三代竹山孫左衛門茂が、竹山民部と称して幕府討伐の報国隊に参加し、戊辰戦争当時の名乗であり、維新後にも引き続き名乗った名前である。

その墓石の碑表には「陸軍二等監督従五位勳三等鷹森茂墓」とあり、碑陰には「明治三十四年三月六日 六十五年一月」とあるのみで、歴代の孫左衛門の碑陰にはその俗名が刻されているのに、これには茂郷の刻字がない。もっとも、この代から神葬祭に移っているけれども、鷹森家には天保六年八月に作成された、日読み読経のための過去帳が書き継がれており、それには、「鷹森院殿報公茂宗居士」、「享年六拾六才」となっている。ここでは碑陰の年齢記事に基づく事にする。

したがって、竹山茂は天保八年（一八三七）生まれということになる。萩原左伝が水野真邦の厳命によって竹山家に入門した時期を、書状などによって弘化四年（一八四七）と推定しておいたが、弘化四年の時点での竹山茂の年齢は、まだ十一歳にすぎない。これでは萩原左伝の師匠たりえない事は明白である。

つまり矢村宣昭がいう、萩原左伝が入門した時点での竹山茂卿とは、竹山陽左衛門茂齋に相当すると思われる。

たしかに茂卿という「卿」字を用いる表現は、物茂卿（荻生徂来）の例の如く、修名の一つではあるが、敬意を含んだ親しい呼び方であると言えるから、矢村宣昭は漢学者の伝統にしたがって、竹山茂齋を茂卿と呼んだのかもしれない。この点は後日、正確を期したい。

ところが他方、萩原左伝の嫡伝に関する史料の中に、竹山孫左衛門茂郷の名称がでてくる。それには「卿」ではなくて、統一的に「郷」の文字が使用されている。注意されるべきである。

すなわち、先に示した『萩原文庫目録』には、水野真邦からの「印可目録」を初め、日置流の諸階梯にわたる皆伝目録が、竹山孫左衛門から萩原左伝へ伝授された事を証する巻物が登録されている。そのうちでも、元治元年（一八六四）十一月の時点で発給されたものが注目される。発給者は竹山孫左衛門茂郷である。

なぜならば、十二代孫左衛門茂時はすでに安政四年（一八五七）に死去していたから、元治元年（一八六四）の時点における十三代孫左衛門は竹山茂（鷹森茂）に相当し、茂郷と称していたことになる。当時は三〇歳になっていたのである。

元治元年十一月、茂郷が発給した文書の内の一つ、先記の「日置流弓目録 外之物之巻」には次のような文章があって、日置弾正豊氏から始まる日置流弓術の「嫡伝之系」が歴代にわたって書き写されている。

「嫡伝之系」には、「嫡伝家」と「嫡伝家添役」とが区別されて表記されている。後者は「嫡伝之系」が断絶するのを防ぐ為に設けられているものであり、嫡伝家たりうる資格を有するから、「嫡伝家添役故不残相伝」を承けるものである事が判明する。

寛政八年（一七九六）十月、嫡伝家の木野理兵衛武住から竹山茂敦が「嫡伝家添役故不残相伝」を承けた時、日置流印西派道統における時空の位置づけの中に、竹山家と日置流弓術との密接な関係、つまりは竹山家四代によって培われた弓術結社の姿が記されているのである。

茂敦は次のような「嫡伝家之系」に位置づけられていた。

（上略）貴殿曾祖父茂貫は、戊亥（嫡伝家、上村戊亥正敬）師門弟なり、伝許に至り祖父茂算は是又戊亥師為門弟、正真（大橋主殿正真、嫡伝家上村清兵衛敬永の嫡伝家添役）伝許に至り、父茂把は幽心（嫡伝家上村清兵衛敬永）師為門弟、是又先師正真より伝印可にいたり、貴殿と四代、為相統当流由緒之家柄（下略）

この茂敦から次に嫡伝が相承されたのは、当時浜松藩井上家の家中である鹿野藤左衛門安風であった。茂敦が何年に相伝せしめたのか不明であるが、茂敦の没年である文化3年を下限とするけれども、鹿野藤左衛門側に残された史料に接していない現在、正確な年紀は不明である。

この時点で嫡伝が百姓身分の者から武士身分の者へ相承されたことになる。嫡伝の相承には封建的身分の差別意識は働いていないようにみえる。

この点では更に逆転して百姓身分の者へ、嫡伝が相承されることになるのが、次の場合である。すなわち、文化十四年（一八一七）九月、嫡伝が鹿野藤左衛門から竹山茂齋に相承されたのである。

鹿野藤左衛門の肩書きに「遠州浜松城下之節、井上河内守」とあるのは、井上氏が奥州棚倉に国替えを命じられたからである。鹿野藤左衛門は遠隔の土地に移住したけれども、茂齋は十二分に弓法を学ぶべく、書状によって教示を承けたようである。その書状には弓法のみならず、浜松の土地とは異なる気候風土に悩まされ、窮迫した生活ぶりが綿々と訴えられている。また、棚倉移住に際しての金銭や衣類の援助に感謝する内容が認められている。これについては別に稿を改めて述べるものである（「遠江」22号参照）。

次に記されているのは、元治元年十一月の竹山茂郷から萩原佐次右衛門（左伝）に宛てた相伝の記事である。その全文を掲げる。

右一卷者従先師令相伝之處、嫡伝家代々之秘伝也、然に曾祖父茂敦、先師之以例井上河州公之家士鹿野安風え授相伝、安風より茂齋え相伝、茂齋より水野真邦え弓法不残及相伝之處、雖老衰可伝一子無之、伝授絶事深嘆、貴殿多年之執心超他之間、弓道之子分に被相定、相伝可有之處、老病余命難計、依之祖父茂齋より可致相伝旨被達置之處、厥后茂齋重病落

命迫旦夕、相伝雖遂終記茂郷、文久二戌年七月寿七十三にて卒、継遺志、茂郷為名代、今般一流不残令相伝畢、然上は此道於不熟者一流之利躰我物に不相成之間、無怠慢御鍛鍊專要也、且御子々孫々迄も家督継嫡子壻人より外に不残相伝致候事、堅可有之間敷者也、依而如件

元治元子年十一月廿一日 竹山孫左衛門茂郷 印 花押
萩原佐次右衛門殿 参

右の史料によると、萩原左伝は初め、竹山茂齋の門人水野真邦に就いて弓術を学んだが、その水野真邦自身は竹山茂齋からの嫡伝相承には、十分な条件が備わっていなかった。「可伝一子無之」という事が抵触したもののようである。

もっとも、水野真邦には水野信守(則光)という神主の家督相続人がいるわけであるから、「可伝一子無之」とは、水野信守には弓術継承の意志がないという意味に解されよう。

このような事情があったので、そのために門人の萩原左伝が代わりに茂齋に入門した、というわけであろう。このとき萩原左伝は竹山茂齋の「弓道之子分」の待遇を承けて精進したものである。萩原家の伝承はこの事実に基づいて今日に至っているものであろう。

茂郷は茂齋の遺言を書き取り、それを実現すべく、元治元年十一月にこの相承がなされ、左伝は日置流印西派の「嫡伝之系」の中に位置づけられるに到ったのである。したがって、「嫡伝之系」の観点からみれば、形式的には茂齋から茂郷へ、茂郷から左伝へと相伝されたことになるが、実質的には左伝は茂齋の薫陶を受けたことが、今や茂郷によって公認されたわけである。茂郷の立場からいえば、萩原左伝に対しては、茂郷自らが茂齋の意志の伝達者であることを表明しているのである。あくまでも竹山茂齋の後継者に弟子の萩原左伝を位置づけ、左伝の弟子には左伝の子の萩原佐吉が位置づけられるのである。よって、遠江の日置流弓術の道統を表にするにあたっては、その表記法に工夫が必要であろう。

六 むすびにかえて

このようにみえてくると、竹山家の歴代が作り上げた師弟関係の連鎖環が展開すると、そこには萩原家のような弟子筋の広がりがあり、連鎖環を縁取って顕在化してくるという事である。

本稿の場合は弓術の世界を取り上げているけれども、そこには師弟関係という重層性と、かつ師弟関係が発現する場としての遠江各地域に展開する多軸性とが、一体となって作り上げる構造的な弓術の世界が存在する。

このような構造は学芸や技芸のそれぞれの世界に通底している、近世文化の特徴であろうから、その社会的機能を解明する事は、遠江文化探索への契機たりうと思われるのである。

注

- 1 本稿で使用した『賀筵雲集録』は、大須賀初夫先生から恵与されたものである。卒業論文作成の時以来、学恩を蒙ってきたことを想起している。
- 2 『静岡県史』資料編15 近世七 解説参照。
- 3 『国史大辞典』第12巻 483・485頁、吉川弘文館。
- 4 『古事類苑兵事部』1542頁。
- 5 『静岡県史』資料編15 近世七 535頁、『磐田市史』資料編2 近世 981頁。
この史料は高田岩男氏の『遠州における国学の受容とその展開』(「史潮」第六号)

- が初出である。これには、国学確立に基づく神主社会の新たな展望が開かれつつあるにもかかわらず、低迷する神主社会の機能の変質が論じられている。本論での意図はそれを踏まえながら、その風潮を増長させた日置流弓術の変容を検討するものである。
- 6 『萩原文庫目録』 21 頁、185 日置流弓目録（外之物之巻）、
- 7 塚本五郎『郷土遠江の調査研究』 34 頁。
- 8 古橋一男氏のご教示に拠った。古橋一男・嶋竹秋編『息神社の扁額と棟札』（平成 10 年 7 月 1 日刊 静岡県雄踏町郷土資料部発行）参照。
- 9 『萩原文庫目録』 21 頁、185 日置流弓目録（外之物之巻）、
- 10 『萩原文庫目録』 22 頁、200 書状（年欠 3 月 19 日付、萩原佐吉宛 山本甚兵衛書状、鈴木浩平が嫡伝相続者であり、萩原左伝は皆伝にすぎない、という主旨）。
- 11 山崎久兄氏には、山崎家学とも言うべき相承伝来の諸記録閲覧を許された事を想起し、山崎常磐翁の学恩を蒙ってきたことを明記しておく。
- 12 内田旭著『杉浦国頭の生涯』参照。この著作は初め『老松園叢書』の第三編として昭和 16 年 12 月に刊行された非売品である。その後、昭和 39 年 3 月に「郷友」の第七号として、内田氏没後三年祭を記念して謄写版印刷で刊行された。両者に付いての書誌的言及は、筆者編の『内田旭著作集二』（平成 6 年度、浜松史跡調査顕彰会刊）の解題を参照されたい。
- 13 内田旭前掲書。山崎久章は享保 8 年の 13 歳から、19 歳までの間、年始と祇園会の祭礼以外には帰郷せず、専ら杉浦国頭・真崎夫妻の膝下で勉学に励んだ。それによって、息子の久城も同様に、14 歳の時から浜松杉浦家で勉学した。
- 14 『萩原文庫目録』、24 頁、229 遠州掛川宿内射手取締被仰付書
- 15 遠江相良城が田沼意次失脚により破棄されて以後、一橋徳川家の領地に編入された。その代官として現地に居住し善政によって名を歴史に残したのが小島蕉園である。施政の間に筆録した「蕉園渉筆」がある。その記述中に百姓の弓術修練を疑問視する記事がある。『静岡県史』資料編 15 近世七、298 頁。「国家禁民講武、著在令甲諸州遵守而不敢犯、所以防乱、而遠州之民公然学射、問之伝云々、神祖所許不知何故也、或云御方原役駿遠参三州従軍、故許之云」。解題 1123 頁参照。
- 16 鷹森家文書、天保 6 年 4 月 16 日の興行、草鹿射手（市野周治郎、萩原左伝、水野権左衛門、松井伝司、村越友治郎、渡辺勇蔵、竹山久米之介、山本逸作、海野公節、白松丹後、蒲五郎、森隼人、天保 6 年 4 月 16 日の大的射手の記録（白松丹後、中島三郎、佐倉三郎、市野吉兵衛、海野公節、竹山孫左衛門、嘉永 7 年 8 月 15 日の奉納奉射記録（田辺筑後、松嶋右門之介、石津出雲、高林左門、鈴木弾正、源馬石見、いずれも六射で二人の対戦の結果が出ている。
- 17 伊藤寿重筆録「年中日記」、伊藤俊一氏のご配慮によって、慶応年間の日記を閲覧する事ができた。謝意を表したい。『横地村誌』参照。なお、『賀筵雲集録』にみえる囲碁の伊藤季惟を記述の中心に据えて、伊藤家歴代の姻戚関係と交友関係について、『静

- 岡県史』通史編4 近世二(1071頁)に記しておいた。
- 18 萩原左伝「弓道門人姓名記」(後掲) 萩原佐次右衛門・萩原左伝・萩原佐吉へ提出した「就御弓指南条々」「敬白天罰起請文之事」の門人を整理し、別に掲げた。なお、『萩原文庫目録』に付けた資料と解題を参照されたい。
- 19 拙稿「遠江日置流の嫡伝について 棚倉藩井上家中鹿野藤左衛門書状」、『浜松史跡調査顕彰会編『遠江』第22号、平成11年3月刊。
- 20 鷹森家蔵。「藤原氏竹山家系図」の作成年紀を推定すると、記事の下限は享和三年である。また、孫左衛門家の戒名の記事の有無については、八代竹山茂把までである。これによって、恐らく九代竹山茂敦の作成になるものと思われる。なお、茂敦は文化三年九月二日に死去したから、その最晩年の作成となるうか。
- 21 竹山恭二氏「青雲の志 竹山謙三の遊学時代」、『遠江』第19号参照。なお、同氏は下堀村竹山平左衛門家の子孫であり、同家の資料を浜松市立中央図書館に寄託された。『竹山家文書目録』(正統)がある。
- 22 家康との親疎の関係、家紋等の記事を省略して、初代竹山茂住の子供の記事のみを挙げると、「老テ嫡男二譲之天王村二竹山孫左衛門二男早逝也三男竹山平左衛門本家相続四男竹山八兵衛後改六郎左衛門也」とある。
- 23 鷹森家蔵、「過去帳」は天保六年八月、安福円岩が作成したものであるが、その余白を使って、「弘化四未年極月、記之者也、右は牌堂之儀本堂再建之後、座乱候故、時の住持俊芳也、其節孫左衛門勝兵衛立会上にて、両座相改、左之通り書置く者也」とあり、開山の座を中にして左右の位牌座が記入されている。この争いは本堂再建時の寄付金額の多少に端を発していると推定されようが、伝統的秩序を崩す経済力を持つ者が出てきた事が窺えるであろう。
- 24 大野木吉兵衛氏「平野又十郎の手記『家事要件録』について」(上)には、掛塚の林家・倉真の岡田家・天王の竹山家・内野の川上家・内野の横田家・恒武の小栗家・貴布祢の平野家・小林の滝口家・気賀の気賀家といった、遠州地方の名望家の婚姻関係を図示した表があり、参考になる。
- 25 袴田甚右衛門喜長、号菊籬館秋戸については、拙稿『天竜市史』通史編上巻、707頁参照。袴田勘左衛門喜祖、号八方観南素については、拙稿『浜北市史』通史編上巻、1151-1195頁参照。
- 26 『萩原文庫目録』、21頁、185「日置流弓目録」参照。
- 27 『国史大辞典』4、85-87頁、荻野三七彦氏稿「起請文」参照。
- 28 同上、5、568-569頁、千々和到・西田長男氏稿「牛王宝印」参照。及び、千々和到氏編、挿入図版(1-118)参照。
- 29 『静岡県史』、別編3、「図説静岡県史 お札ふりとええじゃないか」参照。
- 30 『国史大辞典』1、874頁、櫛田良洪氏稿「印可」参照。
- 31 「竹山大先生七十賀儀 目録名前帳 曾我柳橋記」(横帳)。この奉加帳によると、蒲氏の一両、二百疋(4名) 百疋(32名)で37名から合計11両集めた事になっている。しかし、「目録」によれば、「門人蒲五郎山本十右衛門等」の名義で「一金拾両也」が贈られている。奉加帳によくある例で、筆頭の一両は名目であったのか。
- 32 初め家督相続者として、佐次右衛門を襲名したが、『冲斎遺稿』にもあるように、

左伝と称したので、これに従う。

- 33 矢村宣昭の受業生小野勝司による編集。『冲斎遺稿』、下篇所収、大正11年11月刊
 34 浜松市市野町、斎藤保孝氏作成。

(本論以上)

* * *

付録史料 鷹森家所蔵・萩原文庫所蔵 日置流弓術関係文書
 起請文・門人帳 目次

一 鷹森家所蔵 竹山家起請文

1 「就御弓御指南条々」

(1) 竹山家宛 神文 101名

(2) 大畑茂七宛神文 18名

2 「敬白天罰起請文」

(1) 「許」の「敬白天罰起請文」提出者 46名

(A) 年紀判明する神文 1~24 24名

(B) 年紀不明の神文 25~47 22名

(2) 「印可」の「敬白天罰起請文」提出者 1名

二 鷹森家所蔵 竹山家門人帳

1 「日置流印西派 門人姓名記 竹山茂敦」 53名

2 「門人姓名帳 嘉永元年申晩秋 貳番」 57名

3 「門人姓名雑記」 318名

三 萩原文庫所蔵 萩原家起請文

1 「就御弓御指南条々」

(1) 萩原左伝宛 起請文 12名

(2) 萩原佐吉宛 起請文 96名

2 「敬白天罰起請文」

(1) 付言

(2) 萩原佐次右衛門宛 起請文 2名

(3) 萩原左伝宛 起請文 19名

(4) 萩原佐吉宛 起請文 38名

四 萩原文庫所蔵 萩原家門人帳

(1) 付言

(2) 「弓道門人姓名記」134名

* * *

一 鷹森家所蔵 竹山家起請文

1 「就御弓御指南条々」

(1) 竹山家宛 神文 提出者(101名)

- | | | | |
|---|-------------|----------|---|
| 1 | 寛政5年丑2月28日 | 池田庄兵衛美 | 孫 |
| 2 | 寛政10年午3月30日 | 市野六麻呂 真 | 孫 |
| 3 | 享和2年戊8月 | 鈴木大三郎為房 | 孫 |
| 4 | 文化2年乙丑8月吉日 | 松山善左衛門盛重 | 孫 |

5	文政元戊寅年6月		岡田勘右衛門長義(連署)	孫
6			仲秋五右衛門周栄(連署)	孫
7			岡田善三郎(連署)	孫
8	文政元年戊寅5月		富士若狭能樹	孫
9	文政元年寅8月		鈴木左門忠邦	孫
10	文政2年		蒲采女(断簡)	
11	文政10亥年9月	駿州岡部内谷町	黒田藤次郎	孫
12	天保4歳	四本松村	板垣房吉	孫
13	天保12年辛丑	内野村	大久保三郎兵衛秀栄	孫
14	天保12年辛丑	上島村	杉山左衛門好信(連署)	孫
15		同所	青木庄太郎善慶(連署)	孫
16	天保12年辛丑	半田村	間淵豊平指賢	孫
17	天保13年壬寅9月吉日	石神村	山名石径	孫
18	天保13寅年9月	御厨之内新出村	三上政吉(連署)	孫
19			池山寿泉(連署)	孫
20			青木定吉(連署)	孫
21	天保15辰8月吉日		司啓左衛門波次	孫
22	天保15年甲辰9月吉日	岡部宿	茂助	孫
23	弘化4年8月日	向宿村新屋	松本菊次郎	陽
24	弘化5戊申年3月	平口村	足立藤右衛門	陽
25	嘉永元年申4月	宇津ノ谷	石河忠右衛門	陽・茂七
26		同所	鈴木伝造	陽・茂七
27		高田村	寺田祐治郎	陽・茂七
28		同	岡邑龍造	陽・茂七
29		同	大須賀幸右衛門	陽・茂七
30		同	岡村浅右衛門	陽・茂七
31		同	秋山源造	陽・茂七
32		同	大石惣七	陽・茂七
33		同	大石祐助	陽・茂七
34		稲川村	増田栄造	陽・茂七
35	嘉永元年申5月	藤枝宿本町	渡辺良全	陽・茂七
36		(同)	森嶋藤七郎	陽・茂七
37	嘉永2酉8月吉日	大沢村	沢木乙三郎正政(連記)	陽・孫
38	(同)	四本松村	鈴木紋治郎近浪(連記)	陽・孫
39	嘉永3戌年2月	山本権次郎		孫・茂七
40	嘉永5子年3月	豊田郡阿多古石神村	山口武八郎	孫
41	嘉永5子8月	小粥由蔵(連記)		孫
42	(同)	高橋慶助(連記)		孫
43	嘉永6年3月	河合誠一利泰		陽
44	嘉永6癸丑年4月	原野喜源治		孫

45	嘉永6年9月	池田今七		孫
46	嘉永6丑9月	永田村	鈴木儀左衛門	孫
47	嘉永6丑年9月	鈴木平吉(連記)		孫
48	(同)		袴田三代八(連記)	孫
49	(同)		福長太之吉(連記)	孫
50	嘉永6丑年9月		影山瀧蔵(連記)	孫
51	(同)		石津増蔵(連記)	孫
52	(同)		橋本吉五郎(連記)	孫
53	(同)		岩田射楽(連記)	孫
54	(同)		袴田勝右衛門(連記)	孫
55	嘉永6丑9月	永田村	高柳桂助	孫
56	嘉永6丑年10月吉日		鈴木千代八賀明	孫
57	嘉永7寅年正月	新貝村	大塚弥吉季当	陽
58	嘉永7甲寅3月	橋羽村	金原政治郎(連記)	孫
59	(同)	同村	玉木弥七(連記)	孫
60	嘉永7甲寅年4月	有玉村	高林維兵衛豊城	陽
61	嘉永7寅年7月		川合重三郎(連記)	孫
62	(同)		川合親蔵(連記)	孫
63	嘉永7寅年7月吉日		大場照作	孫
64	嘉永7年寅8月		鈴木清三郎(連記)	孫
65	(同)		川合庄蔵(連記)	孫
66	(同)		川合七十吉(連記)	孫
67	嘉永7年寅8月		小栗七右衛門	孫
68	安政2年乙卯3月	安富村	光岡藤兵衛(連記)	孫
69	(同)		同苗与七(連記)	孫
70	(同)	新貝村	竹山十太夫	孫
71	(同)	長上郡小松村	平野惣大夫(連記)	孫
72	(同)	同	竹内栄治郎(連記)	孫
73	(同)	同	町田銀兵衛(連記)	孫
74	(同)	同	鈴木重左衛門(連記)	孫
75	(同)	同	竹内亦兵衛(連記)	孫
76	(同)	同	平野由吉(連記)	孫
77	(同)	同	竹内谷造(連記)	孫
78	(同)	同	金子才兵衛(連記)	孫
79	(同)	同	野末友重郎(連記)	孫
80	(同)	同	原田寿吉(連記)	孫
81	(同)	同	内山倉次(連記)	孫
82	(同)	同	袴田高治郎(連記)	孫
83	安政3年巳8月12日	駿州藤枝宿	大塚治郎兵衛	孫
84	安政4巳年8月	宇津ノ谷	鈴木与右衛門(連記)	孫

85	(同)	同	足利光才(連記)	孫
86	(同)	同	鈴木忠助(連記)	孫
87	安政4巳年8月		山本菊次郎(連記)	孫
88	(同)		八木喜左衛門(連記)	孫
89	(同)		八木惣左衛門(連記)	孫
90	安政4巳年8月	駿州志太郡横内村	蒔田平助(連記)	孫
91	(同)	同益津郡石脇村	新村利三郎(連記)	孫
92	安政6未年3月		栗田万平(連記)	孫
93	(同)		中村勇吉(連記)	孫
94	(同)		吉沢泰輔(連記)	孫
95	(同)		高木三五郎(連記)	孫
96	安政6未年9月日	二俣村	小池定七	孫
97	安政6未年9月日	二又村	松村安司郎春忠	孫
98	安政6未年9月吉日	二俣邑	和田孫六	孫
99	安政6未年9月日	二亦村	米山宗三良	孫
100	安政6未年9月日	二俣	滝山順応	孫
101	安政6未年9月日	二俣村	大柳金吾	孫

(「就御弓御指南条々」 竹山家宛 提出者 以上 101 名)

1 「就御弓御指南条々」

(2) 大畑茂七郎宛 「神文」提出者(18名)

1	安政4丁巳年正月		小林庄兵衛(連記)	
2	(同)		同茂十郎(連記)	
3	安政4丁巳年3月	駿州御厨山之尻村	滝口市五郎	
4	安政4丁巳年3月	駿東郡山之尻村	杉山重蔵	
5	安政4丁巳年3月	駿州駿東郡古沢村	高村助次郎	
6	安政4丁巳3月日	駿東郡山之尻村	杉山文治郎	
7	安政4丁巳年3月日	駿州駿東郡山之尻村	土屋又四郎	
8	安政4丁巳年3月日	駿州永場村	勝又長右衛門	
9	安政4丁巳年3月日	駿東郡山之尻村	滝口久吉	
10	安政4丁巳年夏4月	駿州駿東郡下小林村	高村祐七(連記)	
11	(同)	同村	高村斎兵衛(連記)	
12	(同)	同村	高村八右衛門(連記)	
13	(同)	同村	杉山伊三郎(連記)	
14	安政4丁巳6月	駿州芝怒田村	勝亦五兵衛(連記)	
15	(同)	(同)	同五右衛門(連記)	
16	(同)	(同)	横山重左衛門(連記)	
17	安政4丁巳年7月日	下小林村	高村太兵衛(連記)	
18	(同)	(同)	高村平兵衛(連記)	

(「就御弓御指南条々」 大畑茂七宛 提出者 以上 18 名)

2 「敬白天罰起請文」

(1) 「許」の「敬白天罰起請文」の提出者

(花押・血判の存在を示す文字を省略する)

(A) 年紀の判明する神文

1	享和元辛酉年 6月 26日	鈴木半蔵書緒 (連記)	寺田七右衛門・竹山孫左衛門宛	
2	(同)	大庭武介久清 (連記)	(同)	
3	(同)	大庭五左衛門政定 (連記)	(同)	
4	(同)	鈴木豊蔵頼久 (連記)	(同)	
5	享和元辛酉年 8月 日	野村助之進 木野武住名代	竹山孫左衛門 (茂敦) 宛	熊野
6	文化 14 丑年 10月 8日	柳沢弥右衛門信清	竹山孫左衛門・鹿野藤左衛門宛	熊野
7	文政元年寅 11月	大橋 喜寧	竹山孫左衛門宛	熊野
8	文政 10 丁亥年 9月	鈴木幸四郎義実 (連記)	竹山孫左衛門宛	熊野
9	(同)	片山政吉安茂 (連記)	(同)	熊野
10	文政 10 年丁亥 9月	島田嘉右衛門敷睦 (連記)	竹山孫左衛門宛	秋葉
11	文政 10 年丁亥 11月	遠藤小平治長香	竹山孫左衛門宛	熊野
12	天保 8 丁酉年 9月 24日	伊藤甚右衛門成膺 (連記)	竹山孫左衛門宛	熊野
13	(同)	内藤周輔徳潤 (連記)	竹山孫左衛門宛	熊野
14	(同)	佐藤園次郎致道 (連記)	竹山孫左衛門宛	熊野
15	弘化 4 未 11月	鈴木喜平治且衛 (連記)	竹山陽左衛門宛	秋葉
16	(同)	田中彦七郎義敬 (連記)	竹山陽左衛門宛	秋葉
17	(同)	大久保三郎兵衛 (連記)	竹山陽左衛門宛	秋葉
18	(同)	間淵八郎兵衛持賢 (連記)	竹山陽左衛門宛	秋葉
19	嘉永元年申 4月	高林弥平次且寄 (連記)	竹山陽左衛門宛	熊野
20	(同)	郡司啓次郎且吉 (連記)	竹山陽左衛門宛	熊野
21	嘉永 4 亥 9月	栗田三郎兵衛元忠 (連記)	竹山孫左衛門宛	大峰
22	(同)	市河民部菊雄 (連記)	竹山孫左衛門宛	大峰
23	(同)	物部愛之助方昌 (連記)	竹山孫左衛門宛	大峰
24	安政 6 年未 11月	(記名ナシ)	竹山陽左衛門宛	秋葉

(B) 年紀不明の神文

(花押・血判の存在を示す文字を省略する)

25	岡田勘右衛門長義	宛所ナシ	熊野 (連記、「門人姓名雜記」56番文政元年6月入門)
26	仲秋五右衛門周栄	(同)	熊野 (連記、同 57 番)
27	鈴木弥左衛門 信	宛所ナシ	熊野 (連記、門人帳二見エズ)
28	小栗七右衛門元美	(同)	熊野 (連記、同)
29	高橋	(同)	熊野 (連記、同)
30	内藤孝作	(同)	熊野 (連記、同)
31	竹内又兵衛	(同)	熊野 (連記、同)
32	河合与平治良順	(同)	熊野 (連記、同)
33	村木庄兵衛	(同)	熊野 (連記、同)

34	石上如雄	(同)	熊野 (連記、同)
35	大橋権兵衛董弘	(同)	熊野 (連記、同)
36	井ノ口仁平治	(同)	熊野 (連記、同)
37	桑原西市知義	(同)	熊野 (連記、同)
38	金井仁右衛門亮致	鹿野藤左衛門・竹山孫左衛門	熊野 (連記、門人帳二見エズ)
39	山内孫兵衛義忠	(同)	熊野 (連記、同)
40	竹山久米司	竹山孫左衛門	熊野 (門人帳二見エズ)
41	長谷川弥源治信重	竹山陽左衛門	秋葉 (連記、門人帳二見エズ)
42	伊藤弥左衛門巨興	(同)	秋葉 (連記、同)
43	渡瀬源左衛門雅房	(同)	秋葉 (連記、同)
44	水野利吉正賢	(同)	秋葉 (連記、同)
45	山田次郎右衛門光吉	(同)	秋葉 (連記、同)
46	高林善八邦	(同)	秋葉 (連記、同)

(「許」の「敬白天罰起請文」提出者 以上46名)

(2) 「印可」の「敬白天罰起請文」提出者

- 1 弘化4丁未11月 蒲五良清澄 竹山陽左衛門宛
(「印可」の「敬白天罰起請文」提出者 以上1名)

二 鷹森家門人帳

- 1 「日置流印西派 門人姓名記 竹山茂敦」
- 2 「門人姓名帳 嘉永元年申晩秋 貳番」
- 3 「門人姓名雜記」

1 「日置流印西派 門人姓名記 竹山茂敦」について 凡例

ア 本書の本文は表紙を除いて6丁の袖珍本(横帳)である。標題に見える竹山茂敦は、同家9代で、文化3年9月20日に死去した。享年は不明である。

本書の作成者が標題の通りに竹山茂敦であるかどうか、不明である。すなわち、茂敦の死去の前年までの記事があるが、その時点で筆録しているかどうか、判断できない。

筆勢から見ると、入門者があるたびに追加記載をしていったというよりも、ある時点で整理して一気に清書したように見える。また、筆跡から見ると、他の2点の門人帳と同様に、長寿を保った竹山茂齋が整理したのではないかと思われる。

イ 入門年紀記事がある例は少ない。入門年紀記事が氏名の左側に書かれている場合でも、便宜上、氏名の前に置いた。すなわち、入門年紀・地名(身分)・氏名の順に並べ、翻字した。

ウ 名前の肩に地名が書かれている。地名記事がない場合は、それ以前の地名記事に従うものとおもわれる。

エ 入門取次記事や、「許」の記事がある場合、氏名の後に記入した。

オ 便宜上、原文の記載順序にしたがい、門人に番号をふり、その記事がでている丁数を末尾に記した。

「日置流印西派 門人姓名記 竹山茂敦」(本文)

1		竹山金右衛門	1才
		享和二年戌九月許	
2	原嶋	柳沢弥右衛門	1才
		同断	
3	市野	松本忠左衛門	1才
		同断	
4	貴平	内藤文左衛門	1才
5		同 平兵衛	1才
6	笠井	池田庄兵衛	1ウ
7	匂坂	匂坂市之進	1ウ
8	原嶋	竹山長左衛門	1ウ
		享和二戌九月許	
9		柳沢孫助	1ウ
10	三神町	鈴木庄蔵	1ウ
11	植松	鈴木幸吉	2才
12	名残	太田治右衛門	2才
13	市野	市野六麻呂	2才
		享和二戌九月許	
14	有玉	市川及次郎	2才
15	万斛	鈴木権左衛門	2才
16		沢木六郎左衛門	2才
17	高畑	中尾仙吉	2ウ
18	寺嶋	中安利平治	2ウ
19		山本留和	2ウ
20		袴田伊平治	2ウ
21		山本彙吉	2ウ
22	前野	鈴木三郎兵衛	2ウ
23	松嶋	鈴木雅楽治	3才
		文化二年飯田村松五郎助え養子	
24		同 斧治	3才
		改名村松五郎助	
25	上飯田	杉山平六	3才
26	同	久治郎	3才
27	薬師	小枝太郎右衛門	3才
28	恒武	内藤兵作 相果	3ウ
29	薬師	鈴木喜代蔵	3ウ
30	恒武辻	小栗要蔵	3ウ
31	市野	市野隼之進	3ウ
		享和二戌九月許	

32		石津求馬	3ウ
33	石田	鈴木初之進	4才
34		伊藤佐之七 改 内蔵	4才
35	匂坂	鈴木大三郎	4才
36	恒武村	小栗勇蔵	4才
37	同	正福寺	4才
38	万斛村	鈴木直治郎	4才
39	北しま	大橋多加治	4ウ
40	原しま	金原八右衛門	4ウ
41	白鳥	熊井吉蔵	4ウ
42	犬居	河村貞蔵	4ウ
43	平木	和田忠三郎	4ウ
44	見附	斎藤勇蔵	4ウ
45		竹山多喜治	5才
46	参神野村	桑原宮内太夫	5才
		文化元甲子九月廿六日門入	
47	駿河岡部宿	内野九兵衛	5才
		文化元甲子五月門入	
48	佐倉神主	佐倉綾司	5才
49	加茂	白松安之助	5才
50		白松富吉	5才
		右三人文化元年十月入門	
51	頭陀寺村	杉山善左衛門	5ウ
		文化貳年丑八月入門	
52	駿州丸子宿御本陣	横田三左衛門	5ウ
53	同宿年寄義象倅	古知治郎兵衛	5ウ
54	同宿問屋帳付役	富坂伴蔵	5ウ
		右三人岡部宿内野九兵衛取次	
		ニテ門人ニ成ル、文化二年丑	
		八月、九兵衛より書状ニテ申	

参候

(竹山家門人帳「日置流印西派 門人姓名記 竹山茂敦」以上)

2 「門人姓名帳 嘉永元年申晩秋 貳番」について 凡例

ア 表紙の破損状態が著しくて、師匠としての門人帳作成者の名前は、現状からは判明しない。しかしながら、標題に嘉永元年の年紀がみえ、内容は嘉永元年から嘉永7年8月までの門人記事である。これから見ると、師匠は11代竹山孫左衛門(陽左衛門)茂齋であると思われる。

竹山茂齋は家督相続者としての孫左衛門の名跡を茂時に譲り(12代孫左衛門)自らは陽左衛門と名乗った上で、弓術指導を継続していた。安政期には竹山茂齋を指して、「大先生」と呼び慣わしていたものの如くである。

ただし、茂時は安政4年9月に死去したので、安政6年の茂齋古希の祝賀における孫左衛門とは、13代孫左衛門茂郷である。茂郷については本論の別のところで考察してあるので、参照されたい。

すなわち、鷹森家文書の中には、安政6年9月に、「奉賀竹山先生七十」を挙行した際の「目録」(金十両贈呈、代表者は蒲五郎、山本十右衛門)があり、また別に、その奉加帳としての「竹山大先生七十賀儀 目録名前帳 曾我柳橋」(横帳)がある。その筆頭は、壹両の蒲五郎、二百疋の山本十右衛門、百疋の曾根柳橋の名がみえる。

イ これが「貳番」ならば、当然「壹番」が有ったはずであるが、現在では鷹森家文書の中には存在しない。その内容を推測させるのは、(3)「門人姓名雑誌」に見える文化・文政・天保および、弘化年代の「入門」「許」「印可」の記事であろう。(後掲)

ウ 表紙破損状態著しい。判読可能な文字を拾うと、次の記事が読める。

「印西派御弓所成川清左衛門殿、都而御同 二付、 〃、右二付鹿野氏へ 〃之事相 申候」

「井上様御家中御矢師 上勇五兵衛殿、 〃 但シ右両家親類同様之 〃有之、又、別二日記」

「印西派御弓所、鹿 〃」

エ 用紙は進物包紙等の紙背を利用している。次の通りである。

「上 御節句 竹山陽之助」

「ノシ 麩酒 恒武村 田辺筑後」

「上 御肴 壹折 立野村 嶋紋七」

「進上 小池小才治・佐藤兼吉・小池為之進」

「昆布 麩酒 天神町 細井儀十郎」

「金比羅神社御遷宮夜燈牒 明神野村 妙心山眼蔵禅寺執事」

オ 表紙・裏表紙共に六丁。ここに収載された名前には、便宜上、原文の記載順序にしたがい、番号をふった。ただし、原文では、「(嘉永6年)丑7月20日 大山村 清五郎」の記載順序が8月の後に来ている。これも原文通りに翻刻してある。

なお、表紙や本文において、虫損や破れ等にて判読不可能な箇所には、便宜上、印をつけてある。

「門人姓名帳 嘉永元年申晩秋 貳番」(本文)

1	天保 13 寅年	永田村	鈴木八左衛門	1 才
2	神文 申 4 月	駿州藤枝 茂七取次	駿州宇津ノ谷 石河忠左衛門	1 才
	8 月 12 日手取			
3	同断	同所	鈴木伝造	1 才
4	同断	高田村	寺田祐治郎	1 才
5	同断	同	岡邑龍蔵	1 才
6	同断	同	大須賀幸右衛門	1 才
7	同断	同	岡村浅右衛門	1 才
8	同断	同	秋山源造	1 才
9	(年紀記事なし)	(高田)村	大石惣七	1 ウ

10	(年紀記事なし)	同	大石祐助	1ウ	
11	同断	(稲)川村	増田栄造	1ウ	
12	嘉永元申8月神文	大見村	鈴木茂作	1ウ	
13	同	同	伊藤源治郎	1ウ	
14	同	同	鈴木治兵衛	1ウ	
15	同	同	大斬善蔵	1ウ	
16	(入門年紀記事なし)	御厨東脇村	中崎源治郎	1ウ	
17	嘉永2酉年閏四月	藤枝宿	大塚恒三郎	2才	
18	(入門年紀記事なし)	同	森島藤七	2才	
19	嘉永元年申8月 茂七郎取次	同	渡辺良全	2才	
		但シ此仁茂七郎より手 差添			
		閏4月14日稽古抱箸之文通有之	連名神文		
20	嘉永2年酉	犬居	河村貞蔵	2才	
		5月吉日 印可差許			
		年齢70才			
21	嘉永2年酉	天神町ノ大雄庵和尚	曾我柳橋	2才	
		5月吉日 印可差許			
		僧行之身分故血判除 遠聞同様			
22	嘉永2年酉9月21日	大柳村	沢木乙三郎	2ウ	
23	同		鈴木紋次郎	2ウ	
24	同9月日	丸塚村	伊藤平四郎	2ウ	
25	同		川井茂三郎	2ウ	
26	同		前田林次郎	2ウ	
27	同		杉浦平四郎	3才	
28	同		内山佐代吉	3才	
29	嘉永2年酉10月	壱人ニて罷越	駿州藤枝宿年寄役	山内孫太郎	3才
30	同年酉10月	茂七郎取次	藤枝宿	南井久米太郎	3才
31	同断		同宿	山崎吉兵衛	3才
32	嘉永2年酉10月	茂七郎取次	藤枝宿	大地半三郎	3ウ
33	右同断		同宿	八木半蔵	3ウ
34	右同断		同宿	丹治庄左衛門	3ウ
35	右同断		同宿	藤井久蔵	3ウ
36	嘉永5年子閏2月28日		松田屋忠兵衛	3ウ	

同月東村取次同人方二神文有之

但し湊 帰宅之時節老間見出シ引留、任其意、松田屋立寄、座敷え藁持出終日稽古付ケタリ
 アタコイシ辰巳門人高島茂平、当方松田番頭役相勤両手付二付、弓ノ稽古、尤、信のヤ佐八
 門人善平立会、夕方迄一見致シ、一宿ヲ相願候得共、事多二付、見附上村家并戌亥門、其先生
 之寺へ百文布施差出し、恩義ヲ蓋参らせ候ものより上村へ立寄、くわし百文小供へ遣ス

37	嘉永5子年3月	下大瀬村	鈴木源左衛門	4才
		煎入(ママ、肝煎カ)ナシ、壱人ニて罷出	事、奇特之心得に御座候	

38	同子年3月 但、開帳弓場之時、孫左衛門出弓、其節神文受取	豊田郡阿多古石神村 山口武八郎	4オ
39	嘉永5子8月1日	野口村 小粥由蔵	4ウ
40		高橋慶助	4ウ
	右兩人、長吉取継		
41	同6年丑8月	大塚村 鈴木平吉	4ウ
42	同 丑8月	新貝村 竹山重太夫	4ウ
43	同 丑8月	新貝村 (記名ナシ)	4ウ
44	同 丑8月	新貝村 (記名ナシ)	4ウ
45	同 丑8月	新貝村 (記名ナシ)	4ウ
46	同 丑7月20日	大山村 清五郎	5オ
47	同 丑9月6日	大塚村 福長太之吉	5オ
48	同 丑9月3日	永田村 桂助	5オ
49	同 丑9月6日	同村 源左衛門倅儀右衛門	5オ
50	同 丑9月	上前島村 袴田勝右衛門	5オ
51		影山滝蔵	5オ
52		石津増蔵	5オ
53	丑9月	前島 橋本吉五郎	5ウ
54		岩田射楽	5ウ
55	嘉永7寅年3月	老間 大場照作	5ウ
56	同 8月	円野 小栗由衛	5ウ
	右三兵衛取次		
57	同 8月	寺島 石津常吉	5ウ
	右幾蔵取次		

(竹山家門人帳「門人姓名帳 嘉永元年申晩秋 貳番」以上)

3 「門人姓名雑記」について 凡例

ア 本書には僅かではあるが竹山茂敦の門人と、竹山茂齋の門人とが混載されており、しかも、後述のように、年代順に記載されていないので、なぜこのような記載になったのか、大層わかりにくいものとなっている。

すなわち、竹山茂敦門人として明らかに特定できる、先の(1)「門人姓名記」に記載されているのと同じ門人、例えば、文化元年9月26日に「門入」した桑原宮内大夫(46番)とか、文化元年10月の入門者として記載されている佐倉綾司(48番)、白松安之進(49番)、白松富吉(50番)の名前が、この「門人姓名雑記」に見えている(16ウ)。

しかしながら、竹山茂敦は文化3年に死去したので、実際の指導は茂齋が行ったものと考えられる。従って文政期以降嘉永期迄の門人は、確実に竹山茂齋の弟子と認定してよからう。

イ 竹山家11代の孫左衛門茂齋が、家督相続としての名跡を茂時に譲り、自らは陽右衛門と名乗った。今のところその正確な年紀は不明であるが、弘化4年にはその名乗りをしていた事がわかっている。

すなわち、天保2年2月に入門した蒲五郎(1ウ、95番、参照)は、弘化4年11月19日付け

で「印可」が伝授されている(19ウ、参照)。その際に提出した「敬白天罰起請文」は、弘化4年11月の年紀で、宛所は竹山陽右衛門である。また、「門人姓名雑誌」には転記されなかったものとみえるのであるが、「向宿新屋、松本菊次郎」が入門時に提出した「就御弓御指南条々」には、弘化4年8月の年紀で、竹山陽左衛門宛の起請文がある。

これらによって弘化4年の頃には家督を譲り、陽左衛門を名乗っていたものらしい。それ故に、すでに(2)「門人姓名帳」の解題で述べたように、安政6年には「七十賀」が催され「大先生」と呼ばれていた。また、弟子の黄檗宗僧侶で弓術の著作もある曾我柳橋が認めた書状の宛所には、竹山孫左衛門と併記して、「御隠居様」ともしるされている(この書状は年紀不明、10月21日付、ただし、曾根柳橋の天神町大雄庵住職時代であることは、その封筒の記事により判明する。なお書状の内容は、三河の鈴木衛門惣が、大頭龍神社へ来る際、帰途に立ち寄ることを受諾するかどうかの相談である)。

また、文久元年8月吉日の年紀をもつ一紙文書の「式」は、日置流における「鳴弦墓目之大事」である、「秘伝」の「誦文」と、「鳴弦極秘伝」を「口伝」する儀式次第を記したものであるが、竹山陽左衛門茂齋は竹山孫左衛門宛に、これを発給したのである。

すなわち、茂齋は文久2年7月6日に、73歳で死去するのであるが、その前年の文久元年8月に、弓術免許皆伝の最終の階梯である秘法の大事を孫左衛門茂郷に伝授したのである。この3年後、元治元年11月、この秘法が茂郷から城東郡比木村の大庄屋萩原左伝に嫡伝として伝達されることになる(後述)。

この孫左衛門とは実は13代孫左衛門茂郷であって、12代孫左衛門茂時ではない。茂時はすでに安政4年9月15日、46歳で死去していたからである。それ故にまた、安政6年時点の古希の祝賀における孫左衛門は茂郷であり、右に掲げた曾根柳橋の書状の宛所、孫左衛門とは茂郷の可能性もある。なお、曾根柳橋の大雄庵住職時代については未調査であるが、このところから書状年紀は判明するであろう。

なお、孫左衛門茂時が弓術を指導していることは、安政2年4月、二俣居住の門人である米山古間司が「是迄酒興不慎二付、弓道御差留メ」についての詫び状を孫左衛門宛に提出している事からも知れよう。

このようにみると、本書に記載された門人達の中には、あるいは孫左衛門茂時の弟子が紛れ込んでいるかもしれない。かくて本書は3代にわたる門人帳であるという可能性もあろうか。その判別は後日に期したい。

ウ 本文は表紙・裏表紙を別にして、墨付き21丁であるが、本文の第12丁に相当するところに、1丁分の紙が挟み込まれている。記事内容から見ると、第12丁の表が弘化4年7月28日に入門した辻和三郎の名前がある。その裏に相当するところには、文政6年4月入門の駿州岡部宿の遠藤小平治の名前がある。まさにこの箇所で、記事の前後が分かれる事になる。したがって、この挟み込まれた一枚は、第12丁と算定したわけである。

その後の本文の第13丁表は、文政12年9月入門の明神野村の仲秋保司から始まる。ところが、第16丁の裏の途中において、文政から文化へと変わっている。文化年間の記事が終了してから、再び弘化4年に移り、嘉永6年の記事で終了しているという具合である。

エ 上記のように、入門者の表記が必ずしも年紀順に記入されていないわけである。つまり、天保・弘化の次に、文政、文化と続き、その後に再度、弘化・嘉永の入門者が記入されているのである。

オ 本書における「許」ないしは「印可」の文字は後から追加されたものであって、年紀はあくまでも入門時を示すものである。それは「許」を受けた際に師家に提出した起請文があり、その年紀から判明する。すなわち、71番片山政吉と72番鈴木幸四郎は連記して、文政10年9月に起請文を提出し、70番遠藤小平治は文政10年11月に提出しているからである。

カ 記載順序と冊子の綴じ方との関係でいうと、次のような記事が参考になる。すなわち、10丁表から12丁表迄は弘化年代の入門記事であるが、その中の11丁裏には、「飯田藤太夫・同重次郎・同巳之治・同平内・大橋勘蔵、ノ五人」の記事の上部に、「此分後へ出二付、止メ」という記事がある。「此分後へ出」という事に相当するのは、17丁表に記載された右の5人の記事であろう。しかもこの記事は、「文化14年7月」の年紀になっている。

このことは11丁表の記事が先行しており、17丁表の記事を書き終えた後で、11丁表の記事を補訂したことになるだろうか。したがって、本冊子の綴じ方もその初発からの形態を保ち、記事が進行したものとおもわれる。少なくとも、此の場面にはその可能性があろう。

本書成立の記載ないしは転記についていえば、入門者を時間的に整理した上でなされたものではなくて、その都度挿入していったものと思われる。

キ 入門者の表記は、利用の便を考えて、本文通りの年紀順に翻刻していない。年代を時代に即して組み替え、それに基づき番号をふった。

ただし、蒲五郎と山本十右衛門は重複して記入されているが、両者の「印可」「皆伝」記事の箇所であるので番号を与え、その旨を記入しておいた。

ク 上記のような事情から、翻刻に当たっては門人帳の記載順序に従わず、編年の記述の方針を採ったので、それぞれの人名には記載丁を末尾に示した。

言うまでもないことであるが、翻刻に当たっては、原文以外の記事は括弧で括り、編者による記入文字と区別している。

「門人姓名雑記」(本文)

1	文化元年子9月	許	参野村	桑原宮内太夫	16オ
2	同			白松安之進	16ウ
3	同			白松富吉	16ウ
4	同	許		伊藤祐助	16ウ
5	文化2丑年3月	駿州丸子宿		横田三左衛門	16ウ
6	同	同		古知治郎兵衛	16ウ
7	同	遠藤小平司取次	同	富坂伴蔵	16ウ
8	(文化2年カ)	総目録皆伝		佐倉綾司	16ウ
9	同	2年丑8月	恒武村	杉山善左衛門	15ウ
10	同2年丑10月		中ノ町	片田惣兵衛	16オ
11	同	5年辰9月	丸塚村	杉山惣蔵	15ウ
12	同7年午8月	許	下堀村	小池喜右衛門	16オ
13	文化7年午8月		中ノ町	村越喜代吉	17ウ
14	文化8年未9月	許	恒武村	内藤宗作	15ウ
15	同10年酉8月		中ノ町	渥美彦右衛門	16オ
16	文化10年酉8月		宮口村	高井仙蔵	20オ

但シ右仙蔵義小松袴田惣兵衛門人預弟子

17	(文化10年8月)	許	小尾村	竹内政七	20才
18	文化14年丑7月		森下村	飯田藤太夫	17才
19	(同)			同 重次郎	17才
20	(同)			同 巳之作	17才
21	(同)			同 平内	17才
22	(同)	許		大橋勘蔵	17才
23	(文化14年)丑8月	許	笹ヶ瀬村	篠瀬民吉	17才
24	同14年丑8月		笹ヶ瀬村	篠瀬八十吉	16才
25	同14年丑8月		有玉新村	市川又平	16才
26	(同14年8月力)		同	市川源作	16才
27	文化14年丑9月		匂坂村	堀内太郎太夫	17ウ
28	同	同	大塚村	鈴木弥五左衛門	17ウ
29	同	同		大隅弁蔵	17ウ
30	(文化14年9月力)			渡辺清五郎	17ウ
31	(文化14年9月力)	許		大場民蔵	17ウ
32	文化15年寅正月			磯部弥兵衛	18才
33	(文化15年正月力)			大隅三郎治	18才
34	(文化15年正月力)	許		磯部勇蔵	18才
35	(文化15年正月力)		下石田村	小池次郎三	18才
36	(文化15年正月力)			鈴木久五郎	18才
37	同15年寅2月			鈴木吉治郎	15ウ
38	文化15年寅4月	許		佐藤園次郎	18才
39	(文化15年4月力)			鈴木菊二郎	18才
40	(文化15年4月力)		下石田	鈴木善三郎	18才
41	(文化15年4月力)			鈴木長吉	18才
42	(文化15年4月力)			小池左七	18才

右七人組一紙神文

(「右七人組」とは、記録順序から見て、下石田村の小池次郎三、鈴木久五郎、佐藤園次郎、鈴木菊二郎、鈴木善三郎、鈴木長吉であろう。門人帳の綴じ方の上で、先の4名は第18丁の表、後の3名は第18丁の裏に記録されているからである。

上記では「同15年寅2月 鈴木吉治郎」が、7名の中に位置しているのは、原本の記録順に従ってはいないからであり、門人を入門順に表記する原則によったからである。)

43	(文化15年4月力)	許	早出村	中村八右衛門	18ウ
44	(文化15年4月力)	許		松浦平助	18ウ
45	(文化15年4月力)			同 幸助	18ウ
46	(文化15年4月力)			村松重左衛門	19才
47	(文化15年4月力)			村松政治郎	19才
48	(文化15年4月力)			金原八左衛門	19才
49	(文化15年4月力)	印可		柳原弥右衛門	19才

50	(文化15年4月力)	許		竹山長左衛門	19才
51	(文化15年4月力)	許		内藤弥一郎	19才
52	(文化15年4月力)			内藤周蔵	19才
53	(文化15年4月力)			鈴木嘉平治	19才
54	(文化15年4月力)			松井松三郎	19才
55	(文化15年4月力)			芝田為蔵	19才
56	(文政)元年寅6月	許	明神野村	岡田勘右衛門	15才
57	同	許	同	仲秋五右衛門	15才
58	同			岡田善三郎	15才
59	(文政)元年寅8月	許	笹ヶ瀬村	篠瀬四郎兵衛	13才
60	(文政)元年寅8月		富士神職	富士若狭	14才
(入門時における自筆の起請文「就御弓御指南条々」では寅5月である)					
61	文政元年寅8月			鈴木源之丞	14ウ
62	同			抜口藤吉	14ウ
63	同元年寅8月		笹ヶ瀬	鈴木左門	14ウ
64	文政2年卯6月	印可		蒲 采女	14才
65	同2年卯6月	許		森 隼人	14才
66	(文政)2年卯8月		三州赤坂宿医師	稲野方山	13ウ
67	同5年午11月		駿州岡部	池田清助	15ウ
68	同5年午12月		駿州岡部	大久保七郎兵衛	14ウ
69	同6年未4月	同		石田利助	14ウ
70	文政6年未4月	許	駿州岡部宿	遠藤小平治	12ウ
71	文政6年未4月	許	駿州岡部宿	片山政吉	13才
72	文政6年未4月	許	右同断	鈴木幸四郎	13ウ
73	同6年未4月		駿州岡部	寺河政五郎	14才
74	同		同	小柳文吉	14才
75	同6年未4月			池田弥市郎	13才
76	同6年未9月			小倉民次	14才
77	文政6年未4月		(駿州岡部)	内野安之進	15才
78	同 未5月		同	遠藤伝之助	15才
79	文政6年未4月		駿州岡部	大塚平太郎	15ウ
80	同		同	山内兼治郎	15ウ
81	同7年申閏8月		下堀村	竹山金五郎	13
	同7年申閏8月			小池嘉吉	14才
83	同10年亥7月		志都呂陣中	富永長十郎	13才
84	同10年亥8月		駿州高田村	小長谷祐助	13ウ
85	同		駿州岡部	杉山竹蔵	13ウ
86	文政10年亥9月		駿州岡部	杉山仙助	13ウ
87	同		右同断	増井幸吉	13ウ
88	同10年亥10月		田町	安藤甚兵衛	14ウ

89	文政10年亥10月		駿州岡部	黒田藤次郎	15才
90	同11年子正月		駿州岡部	太久保宗七郎	13才
91	同11年6月	許遠聞	万斛	鈴木立輔	15才
92	文政12年丑9月		明神野村	仲秋保司	13才
93	同12年丑9月		増楽村	太田本司	13才
94	(天保2年)卯正月			高橋源七	1ウ
95	同卯2月	許印可		蒲五郎	1ウ
96	同2年卯3月			細井儀十郎	3ウ
97	同卯4月			鈴木竹蔵	3ウ
98	天保2年卯7月			増井増五郎	2ウ
99	同卯7月	許		市野周治郎	2ウ
100	天保2卯年8月	許印可		村越友治郎	1才
101	同(天保2年8月)			鈴木豊蔵	1才
102	同(天保2年)8月			野中松作	1才
103	同卯8月			竹田直吉	1ウ
104	天保2年卯8月			鈴木政治郎	2才
105	同卯8月			青葉寅吉	2才
106	同卯8月			香山一矢	2才
107	同卯8月			太田又左衛門	2才
108	同卯8月			金原清兵衛	2才
109	同卯8月			鈴木治右衛門	2才
110	同3年辰2月			山本十右衛門	1ウ
111	天保3年辰3月			伊藤増三郎	1才
112	(天保3年3月)			伊藤岩治郎	1才
113	同3年辰7月			鈴木孫七	8ウ
114	同辰8月			杉山保兵衛	1才
115	同辰8月			渡瀬万吉	1才
116	同3年辰8月			榎谷為吉	7ウ
117	同辰8月			寺田勇吉	7ウ
118	同辰8月			三輪千代蔵	8才
119	同辰8月			松山周蔵	8才
120	同辰8月			鈴木卯吉	8才
121	同辰8月			鈴木幸三郎	8才
122	(天保)4年巳3月			磯部郁太郎	8才
123	(天保)4年巳8月			飯田貞助	2ウ
124	同巳8月			山田友八	2ウ
125	同巳8月			鈴木清吉	2ウ
126	(天保)4年巳9月			匂坂六郎	2ウ
127	同4年巳9月	印可		内藤周	9才
128	同巳9月			板垣房吉	9才

129	同5年午5月		鈴木安蔵	8才
130	同午5月		牧 幸蔵	8才
131	同5年午8月	掛塚	長谷川由蔵	9才
132	同(5年午8月)	同	鈴木磯五郎	9才
133	同5年午9月	許	曾布川亀治郎	3才
134	同午9月	許	鈴木与平治	3才
135	(午9月力)	許	長谷川良平	3才
136	同午9月	許	鈴木小平治	3才
137	(午9月力)	許	鈴木武治郎	3才
138	同4年未8月		板垣清蔵	4才
139	同5年午正月	許	山下新右衛門	4ウ
140	天保5年午11月	駿州岡部	後藤久左衛門	4才
141	同5年午11月	駿州岡部	杉山清五郎	6ウ
142	同午11月	駿州丸子宿	今村弥兵衛	6ウ
143	同午11月	同	藤波次郎八	6ウ
144	同午11月	同	古知宜泰	6ウ
145	同午11月	同御本陣	横田三右衛門	7才
146	同午11月	駿州岡部	黒石弥作	7才
147	同午11月	同	同 良蔵	7才
148	同午11月	駿州府内	後藤利作	7才
149	天保6年未3月	掛塚	山内善七郎	8ウ
150	天保6年3月26日	秋葉山坂下連中 許	青木正太郎	5ウ
151	(同)	一紙にて取	高木丈輔	6才
152	(同)		小林政吉	6才
153	(同)		竹内与市	6才
154	(同)		杉上亀治	6才
155	(同)		松村利兵衛	6才
156	(同)		小林文蔵	6才
157	(同)		中村勘右衛門	6才
158	(同)		松邑半蔵	6ウ
159	同6年未4月		鈴木平兵衛	3才
160	同6年未4月		鈴木歌三郎	3才
161	天保6年未4月		鈴木平兵衛	6ウ
162	同6年未8月		坂田桐蔵	8ウ
163	同未9月		御室冬造	3才
164	天保8年酉8月		山本富蔵	3ウ
165	同酉8月		柳瀬長兵衛	3ウ
166	同8年酉9月	印可	竹山久久司	7ウ
167	同8年酉9月	村	竹山猛三郎	8ウ
168	同9年戌7月		竹山平太郎	3ウ

169	同 11 年子 3 月		山下藤右衛門	4 才
170	同 11 年子 3 月		八木半左衛門	4 ウ
171	同 11 年子 3 月		村松助右衛門	5 才
172	同 11 年子 4 月		杉浦大学	5 ウ
173	天保 11 年子 6 月	赤坂陣中御手付御手代	浅山芳治郎	7 才
174	(同)	同断 元ノ脇	園部弾治郎	7 才
175	同 11 年 6 月	三州赤坂御本陣	松平富之助	8 ウ
176	(同)	同断櫻屋御宿	伊藤恒助	8 ウ
177	天保 11 年子 6 月 6 日	右同断	服部辰三郎	7 ウ
178	同 11 年子 10 月		松村藤蔵	4 才
189	同 12 年丑正月		柳沢弥助	6 ウ
180	同 12 年丑 6 月		鈴木源左衛門	4 才
181	同 13 年寅 2 月		伊藤梅吉	4 ウ
182	同 13 年寅 3 月		浅井市郎右衛門	5 才
183	同 13 年寅 3 月		石川長吉	5 才
184	同 13 年寅 4 月		鈴木秀蔵	4 才
185	同寅 5 月	永田医師	村尾多聞	9 才
186	同寅 9 月		轟 東馬	4 ウ
187	同 13 年 9 月		市川丈助	4 ウ
188	同寅 9 月		藤田瀧三郎	5 才
189	同寅 9 月		服部拳助	5 才
190	同寅 9 月		松嶋栄三郎	5 才
191	同寅 11 月		平野政七	4 ウ
192	天保 13 年寅 9 月		野沢増八郎	5 ウ
193	同寅 9 月		河合卯吉	5 ウ
194	同寅 9 月		小田市三	5 ウ
195	同寅 9 月		太田嘉弥次	5 ウ
196	同 13 年寅 9 月	西美園村	兼子三千蔵	7 ウ
197	同 (13 年 9 月)	同村	富永小十郎	7 ウ
198	天保 13 年寅 10 月	沼村	中村嘉蔵	9 ウ
199	同 13 年寅 11 月	沼村	太田茂兵衛	9 才
200	同 (13 年 11 月)	同村	太田仙吉	9 才
201	同 15 年辰 10 月	笠井新田	高井三好	9 ウ
202	同 (15 年 10 月)	同村	関野佳柳	9 ウ
203	弘化 2 巳年 8 月	有玉下村	高林弥平次	9 ウ
204	(同)		源馬恵蔵	9 ウ
205	(同)		吉田善太郎	9 ウ
206	(同)		安立竹三郎	9 ウ
207	(同)		鈴木幸之進	10 才
208	同巳年 8 月	早出村	中村喜久太	10 才

209	同巳年 8月		駿州岡部宿	石川彦七	10才
210	同巳年 8月		同	吉田周吉	10才
211	同巳年 9月		新原村	清水松治郎	10才
212	同巳年 9月		宮口村	有谷忠吉	10才
213	弘化 2巳年 9月		宮口村	中村佐兵衛	10ウ
214	同		同	高井勇助	10ウ
215	同		同	高井良蔵	10ウ
216	弘化 3午年 2月		岩水	芝田芳治郎	21才
217	弘化 3年午 8月		駿州岡部	黒石東平	10ウ
218	同		右同断	秋山伊三郎	10ウ
219	同		右同断	土屋清三郎	10ウ
220	同		右同断	山内兵吉	10ウ
221	弘化 4年未 3月		笹ヶ瀬村	内藤大吉	11才
222	同		同村	篠瀬良司	11才
223	同 4年未 6月		同	内藤利兵衛	11才
224	同		同	内藤定吉	11才
225	同		同	篠瀬幾五郎	11才
226	同		同	鈴木兼次	11才
227	同		同	太田三之丞	11才
228	弘化 4年未 6月		笹ヶ瀬村	斎藤嘉十郎	11ウ
229	(弘化 4年 6月)			内藤弥一右衛門	11ウ
230 ~ 277	外二神職之分神文一紙二て人数 48 人別紙に在り				
278	弘化 4年未 7月 28 日門入		新貝村	大塚吉五郎	12才
279	(弘化 4年 7月 28 日)(同)			辻 和三郎	12才
280	同 8月朔日門入		笹ヶ瀬村	篠瀬維八	12才
281	同 9月朔日 蒲五郎差添		浜松五社神主	森 兵部	12才
282	弘化 4年未 11月 19 日 印可		蒲五郎(天保 2年 2月、95 番記事参照)		
283	(同)		印可 山本十右衛門(天保 3年 2月、110 番記事参照)		
284	(同)		印可 竹山孫左衛門(初出)		
			右 3 人五郎殿宅二て講談外		19ウ
285	弘化 4年未 11月 22 日 許		遠聞	稲垣龍茂	
286	(同)	許	鈴木嘉平治		
287	(同)	許	馬淵豊平		
288	(同)	許	田中彦七郎		
			右 4 人嘉平治宅二て講談外		19ウ
289	(同力)	許遠聞	郡 門屋佐倉門人	中山峯治	
290	(同力)	許遠聞	西ヶ崎村	北島仲右衛門	
291	弘化 4年未 11月 24 日許			鈴木弥五左衛門	
292	(同)	許		長谷川良平	
293	(同)	許		鈴木小平治	

294	(同)	許		鈴木与平治	
295	(同)	許		鈴木武治郎	
296	(同)	許		大場三郎右衛門	
			右6人大塚弥五背紋宅ニテ講談		19ウ
297	弘化5申年正月11日		大塚村弥五左衛門倅	鈴木和三郎	20才
298	弘化5申年正月15日		池田新七郎倅	池田十郎	11才 20ウ
299	弘化5年申正月25日		市郎右衛門倅	磯部邦之助	20ウ
300	弘化5申年2月4日		上嶋村青木正太郎於宅ニ	青木正太郎	21才
301	(同)		柳橋取立	彦右衛門	21才
302	(同)		柳毛取立	儀助	21才
303	(同)		直門人	伊藤祐助	21才
			許 目録 4人之者一同二済		
304	弘化5年申2月6日		下飯田村	武藤久蔵	20ウ
305	弘化5年申2月6日		同	吉松辰之助	20ウ
306	弘化5年申3月21日		平口村	足立藤右衛門	20ウ
307	(同)		同村	青山弧石	20ウ
308	(同)		同村	足立中辰	20ウ
319	(同)		同村	平野作右衛門	20ウ
310	(同)		同村	平野精二郎	20ウ
			但 足立藤右衛門壺人惣代二出		
311	嘉永元年申4月朔日		安富	光岡与僧次	21才
312	右同断 同			光岡藤兵衛	21才
313	嘉永元申年4月12日	橋爪取立	有玉畑屋村	高林弥平次	21才
314	右同断	柳毛取立	天神町	郡司雄治郎	21才
315	嘉永6丑年7月		新貝	中山来二	21ウ
316	(同)		新貝	斎藤平作	21ウ
317	(同)			光岡与七	21ウ
			右3人		

(竹山家門人帳「門人姓名雜記」以上)

三 萩原家起請文

1 「就御弓御指南条々」

(1) 萩原左伝宛 起請文 提出者(12名)

1	嘉永3年4月	当村	岡村源蔵
2	(年紀記事なし)	城東郡比木村	岡村勘蔵
3	明治16年11月3日	中内田村	岡本利二郎
4	16年11月2日	中内田村	水野儀平
5	16年11月2日	中内田村	岡本喜三郎
6	16年11月2日	中内田村	岡本与作
7	16年11月3日	中内田村	石田源蔵

8	16年11月3日	中内田村	水野茂三郎
9	16年11月3日	中内田村	水野栄作
10	16年11月3日	下内田村	安達銀蔵
11	17年12月7日	佐野郡伊達方村	鈴木孫四郎
12	17年12月9日	城東郡半濟村	樽松新次郎

(萩原左伝宛 起請文提出者 以上12名)

(2) 萩原佐吉宛 起請文 提出者(96名)

1	明治25年12月28日		市川銓吉	
2	25年2月28日		伊藤敬助	
3	25年11月18日	榛原郡萩間村男神	長野与平	
4	26年3月4日	遠江国榛原郡萩間村男神	長野源蔵	
5	27年2月19日	榛原郡朝比奈村上朝比奈	河原崎作左衛門	(連署)
6			同 芯次郎	(連署)
7			渡辺方吉	(連署)
8			河原崎半四郎	(連署)
9			同 忠左衛門	(連署)
10	27年10月7日	城東郡朝比奈村上朝比奈	曾根佐右衛門	(連署)
11		同郡佐倉村佐倉	高坂古祐	(連署)
12		同郡朝比奈村上朝比奈	小野弥太郎	(連署)
13	27年10月7日	城東郡朝比奈村上朝比奈	水野茂蔵	(連署)
14			植田弥三郎	(連署)
15		同郡新野村	村松信吉	(連署)
16	28年9月25日	城東郡新野村	水野伊七	
17	32年12月10日	小笠郡大須賀村沖之須	森下信吉	(連署)
18			神谷愛三郎	(連署)
19	33年11月20日	伊豆国田方郡三島町	荻野松兵衛	(連署)
20			三枝伊三郎	(連署)
21			草茅仁三郎	(連署)
22			太原嘉平太	(連署)
23			内田邦吉	(連署)
24			芹沢朝治郎	(連署)
25			山本甚兵衛	(連署)
26			酒井鶴吉	(連署)
27			杉山広吉	(連署)
28	33年11月22日	伊豆国田方郡川西村古奈	大川胸吉	(連署)
29			石橋時次郎	(連署)
30		同国同郡葦山村南条	原田久雄	(連署)
31	同		原政蔵	(連署)
32	同		木口俊三	(連署)
33	34年4月5日	田方郡三島町	行方多吉	

34	34年4月5日	田方郡北上村徳蔵	遠藤恒太郎	(連署)
35		田方郡北上村沢地	神山清兵衛	(連署)
37	34年4月7日	田方郡三島町二日	安藤伝兵衛	
38	34年4月7日	田方郡北上村徳蔵	榊省吾	(連署)
39		田方郡北上村沢地	下里巳三郎	(連署)
40	34年4月9日	田方郡川西村天野	狩野栄作	(連署)
41			狩野金次郎	(連署)
42	34年4月9日	小笠郡新野村	戸塚市五郎	(連署)
43		同郡池新田村	松井久平	(連署)
44	36年3月18日	榛原郡相良町相良	植田弥作	
45	36年3月18日	榛原郡御前崎村	木村東積	(連署)
46		小笠郡比木村	永田藤正	(連署)
47	36年4月20日	榛原郡相良町相良	大石長吉	
48	38年2月19日	小笠郡新野村	河原崎五郎治	
49	39年11月25日	榛原郡御前崎村	木村健蔵	(連署)
50	同郡白羽村		鈴木久吉	(連署)
51	41年2月16日	榛原郡相良町相良	坂口留蔵	(連署)
52		同郡相良町相良	矢部清三	(連署)
53	43年10月8日	榛原郡御前崎村	川口庄吉	
54	大正2年2月16日	榛原郡萩間村東萩間71番地	原木和三郎	
55	5年2月16日	小笠郡新野村	村松彦一	(連署)
56		小笠郡比木村	橋山清一	(連署)
57	5年9月25日	小笠郡比木村	植田与三郎	(連署)
58		同郡同村	岡村新一	(連署)
59		小笠郡朝比奈村	鈴木豊平	(連署)
60	5年11月4日	小笠郡新野村	近藤虎一郎	
61	5年11月5日	小笠郡新野村	増田宗平	
62	7年3月17日	小笠郡新野村	松下茂	
63	7年9月26日	小笠郡佐倉村	清水寮平	
64	9年1月10日	小笠郡比木村	榊原忍弘	
65	9年5月30日	小笠郡池新田村	小川竹次郎	
66	9年9月20日	小笠郡池新田村	村松正一	
67	9年11月7日	小笠郡池新田村	伊藤耕蔵	(連署)
68		榛原郡地頭方村	斉田鹿十	(連署)
69	12年10月26日	静岡県小笠郡朝比奈村上朝比奈289番地	秋定忠吉	
70	13年10月25日	榛原郡相良町	河原崎留吉	(連署)
71		小笠郡朝比奈村	河原崎市十	(連署)
72		同郡同村	同 未蔵	(連署)
73		同郡同村	同 兵三郎	(連署)
74		同郡同村	同 作十	(連署)

75		同郡同村	同 太左衛門	(連署)
76		同郡同村	同 健次郎	(連署)
77		同郡同村	同 喜一	(連署)
78		同郡同村	秋定万作	(連署)
79	13年10月25日	榛原郡相良町相良 312 番地	萩原佐一郎	
80	14年2月15日	榛原郡相良町相良	渡辺千代蔵	(連署)
81		小笠郡朝比奈村上朝比奈	曾根秀治	(連署)
82	14年11月8日	榛原郡相良町相良区	相羽孫一	(連署)
83		榛原郡相良町相良区	松下恵三	(連署)
84		同郡同町	坂部半十	(連署)
85	15年9月26日	小笠郡佐倉村宮内	清水半平	(連署)
86		同郡同村玄保	小杉丹作	(連署)
87		榛原郡萩間村大寄	横山小十	(連署)
88	15年11月3日	小笠郡佐倉村宮内	加藤与作	
89	15年11月3日	小笠郡佐倉村宮内	加藤丑松	
90	昭和2年2月16日	榛原郡菅山村西山寺	紅林伊三郎	(連署)
91		榛原郡相良町相良区	増田福松	(連署)
92	3年10月4日	小笠郡朝比奈村上朝比奈	内浦銀蔵	
93	7年11月8日	榛原郡地頭方村地頭方	増田源作事雨村	
94	9年1月15日	小笠郡朝比奈村上朝比奈	河原崎小左衛門	
95	9年10月28日	原籍駿東郡大岡村 1196 番地 現住所榛原郡御前崎灯台内	米倉良一	
96	13年8月8日	原籍静岡県榛原郡相良町波津 72-1	小山要太郎	

(萩原佐吉宛 起請文提出者 以上96名)

2 「敬白天罰起請文」

(1) 付言

「敬白天罰起請文」の条文の基本型として、その文型は五か条にわたる一つ書きである。この形式は昭和9年、萩原佐吉宛の斉田任通起請文に至るまで変化していない。もっとも、誓詞条文の字句や表現には多少の変化があるものの、その趣旨は変わっていない。

ところが、昭和14年9月、原木和三郎が萩原佐吉宛に差し出した「敬白天罰起請文之事」では、7か条にわたる条文の起こし方や、文言に基だしい変化がある。

文書としての誓紙あるいは起請文は、修業の達成度に応じて提出するものである。「敬白天罰起請文」提出とは、「許目録御相伝」という萩原家における最高の伝授内容を相承し、かつ、独立して子弟教育にあたる根拠を獲得した事を意味する。結社における師弟関係の規範を神祇に懸けて順守する事を表明するものであり、誓紙あるいは起請文といわれる所以である。

ここでは、本人はもとより、本人が取る弟子への「神道鳴弦」の相承が内容になっており、結社における師家とその家督相続者、あるいは相弟子等からの合意獲得が、誓詞の中核になっている。

それは近代に入っても、結社制度の存続を前提にした近世以来の主従関係として、師弟関係が強調され、しかも、師承内容が保証されるに至るまでの手続きが細やかに規定されているこ

と、それが特徴といえよう。

このような起請文が作成された事の所由については、昭和十四年という時点で、師弟関係を成り立たせる様々な状況を考慮する事によって、その理由を探ることができるものと思われる。鷹森家文書の中には、近代の起請文が見あたらない事もあって、昭和年代の起請文を次に示す。

「

敬白天罰起請文之事

一、日置弾正神道鳴弦被下候儀、生々世々恭奉存候、此上貴殿の儀は不及申、御子孫にまで疎意に致間敷御事、并講釈一字も書留申間敷事

一、神道鳴弦被下候上は、已来別に他流弓師取間敷事、并年五十才までは弓捨申間敷事

一、拙者弟子取申候節は如法度堅誓紙為致可申御事、并にこうしゃく仕間敷事

一、拙者弟子衆へ神道鳴弦遣はし度仁有之候はゞ貴殿に得御意、猶御同心に於ては、出可申候、無御合点候はゞ、一切出申間敷事

一、貴殿御一代以後は御子息様へ御断申候て、神道鳴弦出可申候、無差候はゞ、御兄弟衆へ御断、是又御同心に候はては出申間敷候御事

一、神道鳴弦遣はし度仁御座候て、貴殿隔国得御意御同心候はゞ、相弟子衆又は我々弟子衆三人も五人も相談仕候て、皆々出候て可然と申儀に候はゞ出可申候、其内

一人も無同心に於ては出申間敷事

一、大事之角見弦道矢の別れ、是も貴殿へ得御意御同心候はゞ、相伝可申候、御一代以後は神道鳴弦出し候時分ならでは、出申間敷候事

右之条々於相背者恭くも

八幡大神之神罰を可相蒙者也

昭和十四年九月

榛原郡萩間村

原木和三郎

萩原佐吉殿

」

(2) 萩原佐次右衛門宛 起請文 提出者 (2 名)

- | | | | |
|---|-----------------|------|------|
| 1 | 慶応元年 8 月 | 白羽村 | 松井伝吉 |
| 2 | 慶応 2 年 10 月 5 日 | 高塚百射 | |

(萩原佐次右衛門宛起請文 提出者 以上 2 名)

(3) 萩原佐伝宛 起請文 提出者 (19 名)

- | | | | |
|---|------------------|--------|---------|
| 1 | 明治 13 年 11 月 8 日 | | 水野良介 宗彝 |
| 2 | 14 年 9 月 6 日 | | 松川雄峯 |
| 3 | 14 年 12 月 6 日 | | 旭順哲 |
| 4 | 14 年 12 月 6 日 | | 河原崎五良一 |
| 5 | 14 年 12 月 6 日 | | 河原崎清代 |
| 6 | 15 年 12 月 | 門屋村 | 朝比奈周左衛門 |
| 7 | 18 年 3 月 24 日 | 城東郡比木村 | 岡村勘蔵 |
| 8 | 18 年 3 月 24 日 | 城東郡比木村 | 鈴木桂作 |

9	18年3月24日	城東郡比木村	河原崎伊平
10	18年3月25日	城東郡新野村	戸塚市郎平
11	19年6月30日	佐野郡伊達方村	鈴木孫四郎
12	19年10月	城東郡新野村	福代俊治
13	19年10月	城東郡新野村	吉野格治
14	20年3月		鈴木孫四郎正意
15	22年2月11日	城東郡佐倉村	阿形藤吉
16	22年10月28日	榛原郡白井村	中山忠平
17	22年10月28日	榛原郡白井村	永田八郎平
18	23年12月22日		水野良介 源宗彝
19	24年8月	榛原郡萩間村女神12番地	八木貞平 博宗

(萩原左伝宛 起請文提出者 以上19名)

(4) 萩原佐吉宛 起請文 提出者(38名)

1	明治30年2月14日	小笠郡朝比奈村下朝比奈26番地	平民鈴木勝太郎
2	30年2月14日	榛原郡川崎町勝俣129番地	平民柴本栄太郎
3	30年2月14日	小笠郡掛川町掛川124番地	士族市川銓吉
4	30年2月14日	小笠郡朝比奈村下朝比奈31番地	平民鈴木権吉
5	30年2月14日	小笠郡朝比奈村上朝比奈20番地	河原崎佐十
6	30年2月14日	小笠郡新野村123番地	村松初蔵
7	30年2月14日	小笠郡新野村118番地	村松惣吉
8	30年2月14日	小笠郡大須賀村横須賀154番地	士族伊藤敬助
9	30年2月14日	小笠郡朝比奈村上朝比奈19番地	平民河原崎忠吉
10	30年2月14日	榛原郡白羽村199番地	平民松井伝十郎
11	30年2月14日	榛原郡相良町相良74番地	植田房吉
12	30年9月5日	小笠郡朝比奈村上朝比奈73番地	河原崎貞次郎
13	34年3月7日	小笠郡佐倉村佐倉244番地	平民高坂古祐
14	34年3月7日	榛原郡萩間村男神21番地	平民長野与平
15	34年3月7日	小笠郡新野村123番地	平民村松信吉
16	34年3月7日	小笠郡朝比奈村上朝比奈19番地	平民河原崎忠右衛門
17	34年3月7日	小笠郡朝比奈村上朝比奈14番地	平民河原崎忠次郎
18	34年3月7日	小笠郡佐倉村宮内22番地	平民原田辰吉
19	34年3月7日	小笠郡比木村278番地	小山田文六
20	34年4月5日		荻野松兵衛
21	34年4月5日		岡田伝次郎
22	34年4月12日		向笠平六
23	37年12月11日	小笠郡朝比奈村上朝比奈	河原崎作左衛門
24	37年12月11日	小笠郡新野村	戸塚市五郎
25	43年2月25日	小笠郡比木村	永田藤正
26	43年2月25日	榛原郡御前崎村	木村東積
27	大正5年2月16日	原木和三郎	

28	5年2月16日	相良町相良	坂口留蔵
29	12年2月26日	相良町波津	鈴木万作
30	12年2月26日	池新田村	松井久平
31	12年2月26日	池新田村	赤堀伊太郎
32	12年12月25日	榛原郡御前崎村	川口庄吉
33	14年11月8日	小笠郡比木村	植田与三郎(連署)
34	14年11月8日	同郡朝比奈村	渡辺才吉(連署)
35	14年11月8日	小笠郡新野村	増田宗平
36	昭和2年2月16日	小笠郡朝比奈村	秋定忠吉
37	9年1月15日	榛原郡地頭方村地頭方	斎田任通
38	14年9月	榛原郡萩間村	原木和三郎

(萩原佐吉宛 起請文提出者 以上38名)

四 萩原家門人帳

(1) 付言

萩原文庫は、「弓道門人姓名記」と題された門人帳を収蔵している。萩原左伝による筆録作成と思われる。体裁は横小本で、冒頭に「就御弓御指南条々」に相当する記事があるが、「条々」の二字がない。師家による記事として掲げておく。また、釈文にあたり一つ書きの冒頭の一字を省略した。

(2) 「弓道門人姓名記」

「 就御弓御指南

- 一、前後被仰渡候趣聊他言申間敷候事
- 一、至重雖為相学申談間敷候事
- 一、対師疎略仕間敷事

右之条々於相背は忝も八幡大菩薩之罰可相蒙者也

年号月日 何誰 名乗(花押)

名宛

」

1	嘉永3戊辰4月	当村宮木ケ谷	岡村源蔵	
2	同 5子年9月	右同断	岡村利吉	
3	同 6丑年6月	山田谷	植田多吉	休
4	同 同年9月	上朝比奈村横船谷	鈴木光太郎	
5	安政元寅年霜月	波津村	松下貞司	
6	文久元酉年9月	中田谷	栗山弥作	
		許目録相伝 亡		
7	同年9月	上朝比奈山ケ谷	河原崎愛助	改清代
		明治14年12月6日、許遣又		
8	同年9月	同村横船谷	水野次助	
9	文久2年戊辰9月	波津村	山本竹三郎	休

10	同年9月	同村	山本吉治	休
11	同年9月	同村	岡田与惣司	休
12	文久3亥年9月	平尾村	中野三平	
13	慶応2寅3月	山田谷	山田泰助	
14	同年8月	下朝比奈村岩地	鈴木権吉	
15	同年8月	同所	鈴木熊吉	
		亡		
16	同年8月	同所	鈴木和十郎	
17	同年8月	右同所	鈴木泰助	
18	同年8月	右同所	筒井兼十	
19	同年8月	閑田院弟子ノ僧	旭須哲	
		明治14年12月6日、許遣又		
20	元治元子年9月	下朝比奈村	丸尾関十	
		慶応3年8月、許目録相伝		
21	(年紀なし)	同所	篠原惣兵衛	
		右同断、許目録相伝 亡		
22	慶応2寅8月	同所	桜井藤吉	
23	同年8月	山ヶ谷原	河原崎兵左衛門	
24	同年9月	相良町	八木左近	
		実家は愛岩村也、是は八木三郎右衛門養子也、離縁に相成		
25	慶応3卯5月	名波谷	山本勘吉	
26	同年	新野村	増田万五郎	
27	同年8月	女神村	八木貞平	
		明治4辛未年8月、許遣又		
28	(年紀なし)	白羽村	松井伝吉	
29	(年紀なし)	堀野新田	渡辺嘉市郎	
30	(年紀なし)	新野村	福世俊司	
31	(年紀なし)	落居村	小塚監物	
		右四人佐倉先生門人也、慶応元丑年、許目録惣伝致候		
32	(年紀なし)	波津村泰成庵主	高塚百射	亡
33	(年紀なし)	下朝比奈岩地閑田院住岩尾千丈		
		右兩人佐倉先生門人 慶応2寅年、許目録相伝		
34	(年紀なし)	倉屋敷	山野惣太夫	
		右は佐倉先生門人、許目録相伝、慶応3卯年8月		
35	慶応3卯年9月26日	女神村	紅林五太夫	
36	右同日	同村	野ヶ本長兵衛	
37	右同日	同村	紅林義平	
38	明治2巳年正月	同村	長山	
39	同年9月23日	キ女新田	名波左太郎	
40	同年同日	中田谷	西島又六	

41	明治2巳年9月23日	比木原	河原崎要次郎
		許講談濟	
42	(年紀なし)	大柳村	水野良介
		明治13年4月許講談濟	
43	明治3庚午	萩間村	萩原伝八
44	同年同日	同村	萩原伊十
45	同年同日	同村	絹村伊八
46	同年	鬼女新田	名波銀次郎
47	同年9月13日	大菅村	横山耕一郎
48	明治4辛未4月朔日	川崎町	辻利左衛門
		八木立平取次入門 死亡	
49	明治13年5月17日入門	榛原郡大柳新田	水野拵
50	同年6月	同郡阪本村	大石猪太郎
51	同年7月	同郡同村	大塚長左衛門
52	同年7月	同郡同村	池田大助
53	同年7月	同郡勝俣村旧下庄内村	柴本栄治郎
54	同年11月	同郡湯日村	富永治郎
55	同14年8月	同郡西山寺村住	小林龍造 旧藩士
56	同年9月	城東郡上朝比奈村	河原崎貞次郎
57	同日	同村	同姓清喜十
58	同日	同村	同姓忠吉
59	同日	同村	同姓十郎平
		明治(月日記事なし) 許講談	
60	明治14年9月	城東郡上朝比奈村	鳥羽惣平
61	同日	当村	山田利三郎
62	同日	同村	鈴木桂作
		明治(月日記事なし) 許講談濟	
63	同月19日	白井村	中山忠平
		明治26年10月許目録講談濟	
64	同日	同村	中山長吉
65	同10月8日	下朝比奈村	鈴木徳太郎
66	同日	同村	鈴木幸蔵
67	同9日	上朝比奈村	鳥羽儀八郎
68	11月1日入門	(村名記事なし)	鈴木米三郎
69	(年紀記事なし)	(村名記事なし)	松川色司
		14年9月6日許目録相伝	
70	14年11月14日入門	下朝比奈村	鈴木信司
71		(村名記事なし)	水野嘉吉
72		(村名記事なし)	鈴木彦三
73		(村名記事なし)	水野惣十

74		(村名記事なし)	鈴木由平
75		(村名記事なし)	鈴木久蔵
76		(村名記事なし)	水野甚平
77		(村名記事なし)	河原崎国三郎
78		(村名記事なし)	水野与三郎
79		新野村	戸塚市郎
		明治(年紀記事なし) 許講談濟	
80		同村	河原崎丑松
		以上 11 人	
81	(年紀記事なし)		河原崎五郎一
		江間平左衛門門人 明治 14 年 12 月 6 日許遣入	
82	12 月 5 日	坂本村	池田弥太郎
83	同日	(村名記事なし)	大石東平
84	同日	(村名記事なし)	池田福次郎
85	同年 12 月 12 日	新野村	河原崎清六
86			河原崎伊太郎
87			河原崎儀三郎
88			鈴木利平
		ㄨ 4 人	
89	未 11 月 2 日	中田村	岡本利三郎
90	同	同村	水野儀平
91	同	同村	岡本喜三郎
92	同	同村	同 与作
93	未 3 日	同村	石田源蔵
94	同	同村	水野茂三郎
95	同	同村	水野栄作
96	同	下内田村	安達銀蔵
		ㄨ 8 人明治 16 年 11 月 2 日 3 日	
97	明治 17 年 12 月 7 日	佐野郡伊達方村	鈴木孫四郎
		同 19 年 6 月同人於宅許講談	
98	同 12 月 9 日	城東郡半濟村	樽松新次郎
99	明治 19 年 6 月入門	伊達方村	石川惣太郎
		鈴木孫四郎於宅	
100	同断	同本所村	榛葉広平
101		比木村	岡村宇右衛門
102			中嶋菊五郎
103		佐倉村	梶 藤吉
104		宮内村	原田辰吉
105		池新田村	赤堀伊太郎
		ㄨ 5 人明治 19 年 10 月 29 日入門	

明治 22 年 2 月許目録相伝 5 人共		
106	佐野郡伊達方村	山崎庄蔵
107	同村	鈴木友一
同年 7 月 24 日入門		
108	明治 19 年 10 月入門 池新田村	(氏名記事なし)
109	新野村	福代俊司
110	同	吉野格司
右兩人佐倉三郎門人 明治 19 年 10 月 25 日印可相伝		
111	先年入門 城東郡耳川村	三井九右衛門
112	明治 22 年 丑 2 月 15 日入門 新野村	村松惣吉
113	(年紀記事なし) 入門 白井村	永田八郎平
明治 22 年 10 月許目録講談		
114	明治 23 年 2 月 24 日入門 榛原郡川崎町釣学院	西村惠隆
115	同断 同所	片瀬音吉
116	同断 同所	片瀬八郎右衛門
117	明治 24 年 10 月入門 朝比奈村岩地	鈴木勝太郎
118	同断 新野村	村松初蔵
駿州志太郡谷川村岡村勘助門人印可		
119	伊豆三島	山田丈助
120	庵原郡小島	高山丈之助
121	同伊佐布	乾金次郎
122	同中河内	青木格三郎
123	同静岡	小沢為作
124	志太郡瀬戸ノ谷	阿井瀬作
125	同小川	戸塚魁輔
126	同高柳	池田伝六
127	同川根下泉	勝山吉太郎
128	同中新田	加藤直三郎
129	金谷	殿木亮蔵幸節
130	湯日	栗田充
131	野田	宗 包一郎
132	島田	秋野貫一郎
133	同	天野栄太郎
134	同	天野久平

右者岡本勘助死去二付、後見トシテ門人預リ置キ、追テ其器ノ人物ヲ撰ミ、相伝可致事
明治 25 年 7 月、紹介人水野良介

(萩原家門人帳「弓道門人姓名記」以上 134 名)

(付録史料以上)

*

*

*

付記 さきに静岡県史編纂委員会近世部会に所属して、若林淳之部会長の下で史料調査にあ

たっている時、心ならずも実現しなかった調査は、竹山孫左衛門家の弓術関係史料であった。

それがこのたび念願がかない、竹山孫左衛門家後裔である鷹森茂保氏には、歴大な史料の披見を許され、心から感謝の意を表したいと思う。

この数年来、竹山孫左衛門歴代の弓術関係資料を閲覧したいという願いが募っていたのは、浜岡町比木の萩原佐三郎氏から委託された萩原家文書を調査していく過程で、両家が師弟関係をもつ事を知るに及んだからである。

萩原佐三郎氏の言である、萩原左伝は師匠竹山孫左衛門からの嫡伝、その事の究明も関心事であった。

ところで、萩原氏と面識を得たのは、元菊川文庫館長の大塚克美氏に案内されて萩原家を訪問し萩原家文書と矢村宣昭蔵書とを拝見したときである。その後、この萩原家文書と矢村蔵書が浜岡町立図書館に寄贈される事になった。その事由で文書目録の作成が必至となり、当時の館長河原崎重治氏の意向を大塚氏から承り、この編纂に着手することになった。

これまで筆者は蔵書目録の利用者ではあっても、その編纂経験は浅いものであった。しかし、短期間ながら刊行までに漕ぎ着ける事ができた。平成8年3月刊。これも萩原家と宮本勝海氏、当時の浜岡町立図書館司書の松下美明氏、赤掘節子氏、吉住幸子氏、河田幾久美氏、小池淳子氏、服部祐三子氏、丸尾美穂氏らをはじめとする関係各位のご援助の賜である。

他方では平成8年7月、浜松現代史の編纂を標榜して、栗原勝市長を議長とする浜松市史編纂事業が発足した。その下部組織として執筆委員会が結成され、初めに浜松市の新市域を逐次調査をする事になった。その際に、かつての浜松市史編纂において未調査であった近世史料も、近現代史料の調査に併せて調査することになった。その初めとしての鷹森家調査である。鷹森茂保氏を始めご家族のご配慮に対して厚く御礼を申しあげたい。また、竹山茂毅肖像画の披見を許された竹山勝茂氏に対しても御礼を申しあげたい。

末筆ながら、浜松市史執筆委員会の村井一夫氏、伊藤伸一氏、木下忠氏、後藤悦良氏、坪井俊三氏、佐々木崇暉氏、阿部聖氏ら同僚諸氏と浜松市中央図書館毛利節夫館長、編纂事務室鈴木春光氏、佐藤清氏、鈴木正之氏に謝意を表明したい。

なお当初は、本論部分を平成10年度の静岡県立大学短期大学部『研究紀要』(印刷版)に掲載し、本論が扱っている起請文と門人姓名録については、平成10年度の『研究紀要』(ウェブ版)に収録する予定であった。理由は本稿が原稿枚数の制限を越え、印刷費を想定していなかったからである、しかし、鷹森家蔵の竹山孫左衛門歴代の弓術関係史料と、萩原家三代の弓術関係文書の一端を披露したく、また、利用の便をも考える事にした。そこで、静岡県立大学短期大学部研究紀要規程に関する細則に従うべく、同僚の援助をえて印刷に付す事ができた。この事をも一筆書き添えておきたい。(以上)

[1998年10月15日受理]

